

土木請負工事必携

平成 29 年 12 月
(令和 8 年 10 月改定)

兵庫県土木部

目 次

1. 建設工事請負契約書
2. 工事請負契約書第25条第1項から第5項の運用に係る様式等について
3. 入札のしおり
4. 主任技術者、監理技術者の設置について
5. 提出書類の様式
6. 土木工事安全施工技術指針
7. 建設機械施工安全技術指針
8. 建設工事公衆災害防止対策要綱
9. 労働災害防止のための工事計画の届出と対策
10. 土木工事標示板等設置基準
11. 建設副産物適正処理推進要綱
12. 再生資源の利用の促進について
13. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
14. 水質汚濁に係る環境基準について
15. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）
16. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について
17. 薬液注入工事に係る施工管理等について
18. 土木工事施工管理基準運用方針
19. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領
20. R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）
21. 火薬類の譲渡、消費許可手続
22. 仮締切堤設置基準（案）
23. 堤防余盛基準
24. 土木請負工事における安全・訓練等の実施について
25. コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
26. 発生土利用基準について
27. トンネル（N A T M）計測要領（案）
28. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル
29. クラッシュラン鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル
30. 超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）
31. 「土木コンクリート構造物の品質確保について」に係るテストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について
32. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領
33. 建設工事の安全対策に関する措置について
34. レディーミクストコンクリート単位水量要領（案）
35. 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
36. 土木工事請負契約におけるガイドライン（総合版）
37. 施設台帳等作成の手引き
38. 兵庫県建設リサイクルガイドライン
39. 近畿建設リサイクル標識の現場掲示について
40. 過積載防止対策要領
41. 鉄鋼スラグ混合土を用いた軟弱土の設計施工マニュアル

※土木請負工事必携とは土木部が所管する工事に係る設計図書において根拠となる諸基準、要領、様式等を掲げ必携として整理したものである。
改定時点において最新のものを掲載しているが適用時には最新のものを適用すること。

1. 建設工事請負契約書

(単年用)

番 号	第 号
-----	-----

建設工事請負契約書

(受注者名)

2

【A】本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

【B】本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県

契約担当者

印

受注者 住所

氏名

印

なお、電子契約を行う場合で、受注者に部分払いまたは中間前金払いを選択させた際の契約書の表記は、以下の通りとする。

【部分払いを選択した場合】

第34条

4 削 除

5 削 除

【中間前金払いを選択した場合】

第37条 削 除

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- [注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号①に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号②に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）、監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者又は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者は除く。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨

を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたと

きは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(中間検査)

第31条の2 発注者は、必要がある場合には、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、第31条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前金払取扱要領に基づき、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前金払取扱要領に基づき、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条、次条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 第7項及び前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契

約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 削 除

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 削 除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 削 除

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者又はその現場代理人その他の使用人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期限内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 建設業法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたとき。
- (7) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (8) 第7条の2第1項各号に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したとき。ただし、第7条の2第2項に規定する場合を除く。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、関係法令又はこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団排除に関する特約に違反したとき。
- (10) 特定の違法行為に関する特約条項に違反したとき。

(11) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第49条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するとき又は第54条第3項に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約を解除することができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を

検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代

金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号いずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

- 第58条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第60条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専

門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第62条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第63条 この約款に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(債務用)

番 号	第 号
-----	-----

建設工事請負契約書

(受注者名)

2

【A】本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

【B】本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県

契約担当者

印

受注者 住所

氏名

印

なお、電子契約を行う場合で、受注者に部分払いまたは中間前金払いを選択させた際の契約書の表記は、以下の通りとする。

【部分払いを選択した場合】

第34条

4 削 除

5 削 除

【中間前金払いを選択した場合】

第37条 削 除

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- [注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号①に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号②に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）、監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者又は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者は除く。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨

を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたと

きは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(中間検査)

第31条の2 発注者は、必要がある場合には、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、第31条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前金払取扱要領に基づき、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前金払取扱要領に基づき、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条、次条、第40条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 第7項及び前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契

約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる

時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－ {請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}

$\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者又はその現場代理人その他の使用人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 建設業法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたとき。
- (7) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (8) 第7条の2第1項各号に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したとき。ただし、第7条の2第2項に規定する場合を除く。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、関係法令又はこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団排除に関する特約に違反したとき。
- (10) 特定の違法行為に関する特約条項に違反したとき。
- (11) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第49条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するとき又は第54条第3項に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約を解除することができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請

負代金を受注者に支払わなければならない。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号いずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を

することができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

- 第58条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第60条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事

の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第62条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第63条 この約款に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

2. 工事請負契約書第 25 条第 1 頁から 第 5 頁の運用に係る様式等について

目 次

1. 工事請負契約書第25条第1項から第4項の運用に係る様式等について
2. 工事請負契約書第25条第5項の運用に係る様式について
3. 賃金等の変動に対する建設工事請負書第25条第6項の運用について

1. 工事請負契約書第25条第1項から第4項の運用に係る様式等について

平成20年9月16日
契約管理課長
事務連絡

標記のことについて、様式等取扱いについて定めたので下記のとおり通知します。

記

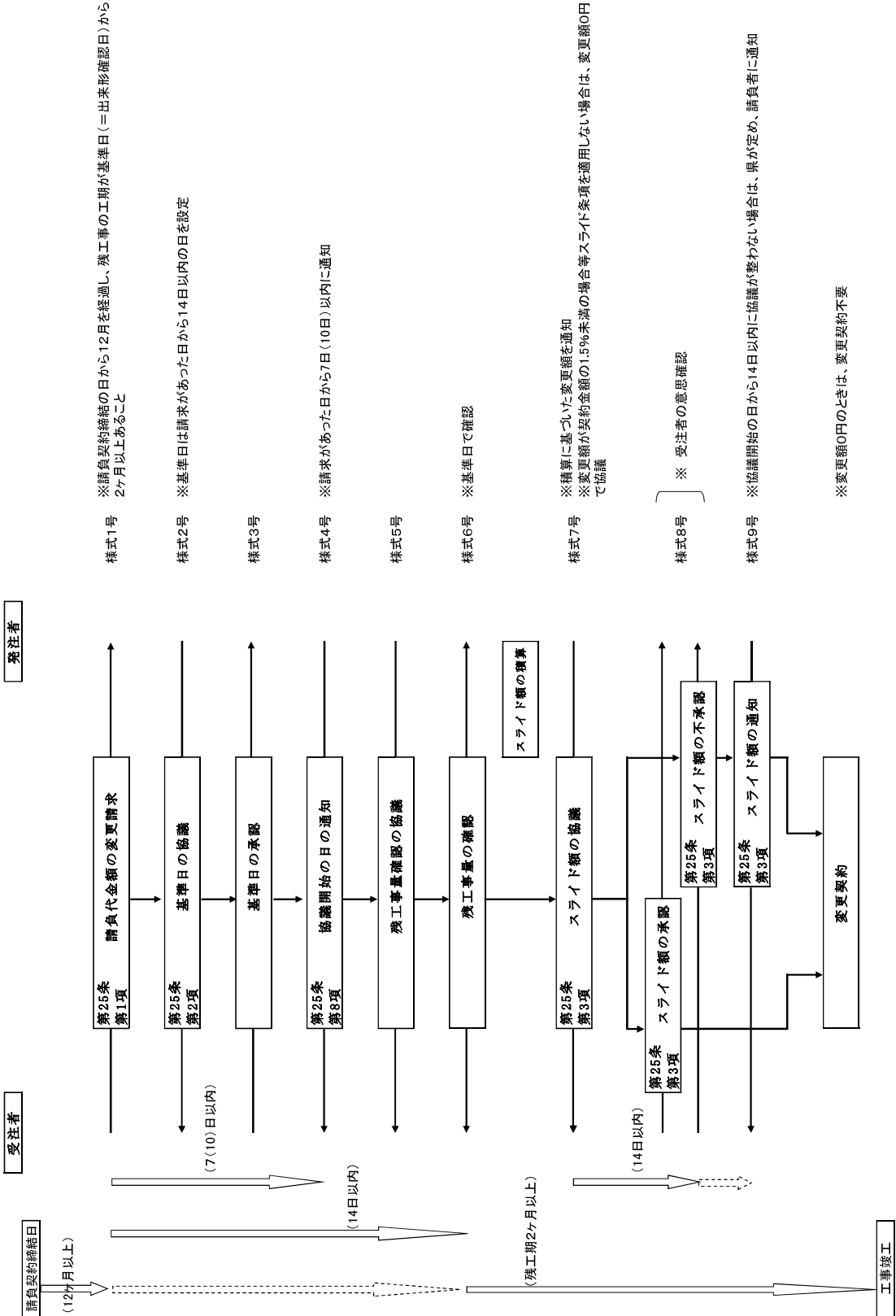
1 請負契約書第25条関係

- (1) 事務の流れについて（フロー図）
- (2) 様式

別添1のとおり

別添2のとおり

工事請負契約書第25条第1～4項（全体スライド条項）適用事務手続フロー図



平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第 2 5 条第 1 項の適用について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、賃金又は物価の変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約書第
2 5 条第 1 項の規定に基づき請求します。

記

- 1

希望基準日

平成 年 月 日
- 2

請負代金額

¥
- 3

工 期

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

別添 2 様式 2 号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所

氏 名

様

兵庫県契約担当者

建設工事請負契約書第 2 5 条の適用に基づく請求に伴う
基準日の設定について（協議）

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった 工事に
ついて、建設工事請負契約書第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、基準日の設定につい
て協議します。

記

1 請負代金額 ￥

2 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

3 基 準 日 平成 年 月 日

別添 2 様式 3 号

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

建設工事請負契約書第 2 5 条の適用に基づく請求に伴う
基準日の設定について（回答）

標記について、平成 年 月 日付けで協議のあった 工事に
おける基準日の設定（平成 年 月 日）については異存ありません。

別添 2 様式 4 号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所

氏 名

様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の適用について（通知）

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった 工事に
ついて、建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始
日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 平成 年 月 日

別添 2 様式 5 号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設工事請負
契約書第 2 5 条第 2 項における残工事量の確認について（協議）

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、スライドの対象となる残工事量について、基準日での残工事量を確認したく
協議します。

〇〇〇〇工事残工事量確認書

工 期 自) 平成 年 月 日
至) 平成 年 月 日

基 準 日 平成 年 月 日

残 工 事 量 残工事量内訳書のとおり

残 工 事 量 確 認 者 甲 総括監督員 〇〇 〇〇
乙 現場代理人 〇〇 〇〇

残工事量確認年月日 平成 年 月 日

上記のとおり確認する。

平成 年 月 日

発注者 兵庫県契約担当者

受注者 住 所
氏 名

書 記 内 量 事 工 残

[illegible]

(注) ※欄は材料について認定した場合に計上する。なお、認定しない場合は空欄とする。

別添 2 様式 7 号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設
工事請負契約書第 2 5 条第 3 項の適用について（協議）

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、平成 年 月 日を基準日として基準日における単価及び残工事から、
建設工事請負契約書第 2 5 条第 3 項に基づくスライド金額を下記のとおり積算した
ので協議します。

記

1 スライド額 ￥

別添 2 様式 8 号

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第 2 5 条第 3 項の適用について（回答）

標記について、平成 年 月 日付けで協議のあった 工事における建設工事請負契約書第 2 5 条第 3 項に基づくスライド金額について、

承認します。

承認しません。

別添 2 様式 9 号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設
工事請負契約書第 2 5 条第 3 項ただし書に基づく通知について

標記について、平成 年 月 日付けで回答があった 工事に
ついては、スライド額を下記のとおりとしますので、建設工事請負契約第 2 5 条第
3 項ただし書に基づき通知します。

記

1 スライド額 ￥

単品スライド条項運用マニュアル (案)

令和4年12月
(令和7年10月 一部改定)

兵庫県 土木部

目 次

第1章 総論	1
1-1 工事請負契約書第25条(スライド条項)の概要	1
1-2 対象工事	2
1-3 対象品目	2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	2
1-4 請負代金額の考え方	3
1-5 スライド額算定	4
1-5-1 スライド額算定の方法について	4
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	8
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	9
1-7 その他	11
第2章 鋼材類	12
2-1 対象材料	12
2-1-1 対象材料の考え方	12
2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	13
2-2 対象数量	14
2-3 受注者への確認事項	16
2-4 単価(実勢価格の算定)	19
2-4-1 変動前の価格の決定方法	19
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	19
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	20
2-5 購入価格の評価方法	21
2-6 変動額の算定	21
2-7 計算例	21
第3章 燃料油	22
3-1 対象材料	22
3-2 対象数量	22
3-2-1 対象数量の考え方	22
3-2-2 対象数量の算定方法	23
3-2-3 その他	24
3-3 受注者への確認事項	24
3-4 単価(実勢価格の算定)	25
3-4-1 変動前の価格の決定方法	25
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	26
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	27
3-5 購入価格の評価方法	27
3-6 変動額の算定	27
3-7 算出例	28
3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	28

3-7-2	機械運搬に係る燃料油の算出方法	29
3-7-3	直接工事費に計上される運搬費	32
3-7-4	計算事例	33
第4章	その他主要な工事材料	34
4-1	対象材料	34
4-1-1	対象材料の考え方	34
4-1-2	その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	34
4-2	対象数量	35
4-3	受注者への確認事項	37
4-4	単価(実勢価格の算定)	38
4-4-1	変動前の価格の決定方法	38
4-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	39
4-5	購入価格の評価方法	39
4-6	変動額の算定	39
第5章	請求等手続き及び提出様式	40
5-1	請求時期	40
5-2	協議の手続き	40
5-3	部分払い時の取扱い	42
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い	42
(参考資料)		
	単品スライド条項にかかる手続きフロー及び様式	43
	参考様式 燃料1号～3号	62
	市場単価・土木工事標準単価の取扱い(別表1)	65
	単品スライド額算定の考え方概略フロー・実際の購入金額の確認フロー	68

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、兵庫県の土木工事における一般的な考え方を令和4年11月段階で整理したものである。このため、これによりがたい場合について、独自の手法によることを妨げるものではない。

また、必要に応じ、今後、本内容についても適宜追加・修正を行うことがある。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第25条(スライド条項)の概要

項目		全体スライド (契約書第 25 条 第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 25 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 25 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残 工期が 2 ヶ月以上ある 工事（比較的大規模 な長期工事）	すべての工事 （但し、請求日以降、 残工期が 2 ヶ月以上あ る工事）	すべての工事 （但し、基準日以降、 残工期が 2 ヶ月以上あ る工事）
請負額 変更の 方法	対象	請 負 契 約 締 結 の 日から 12 ヶ月経過し た基準日以降の残工事 量に対する資材、労務 単価等	部分払いを行った出来 形部分を除く全ての資 材（鋼材類、燃料 油、アスファルト類、 コンクリート類、その 他の主要資材）	通知に基づき、賃金水 準の変更がなされた日 以降の基準日以降の残 工事量に対する資材、 労務単価等
	受注者(増 額)または 発注者(減 額)の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （但し、全体スライ ド又はインフレスライ ドと併用の場合、全体 スライド又はインフレ スライド適用期間にお ける負担はなし）	残工事費の 1.0% （29 条「天災不可抗力 条項」に準拠し、建設 業者の経営上最小限度 必要な利益まで損なわ ないよう定められた 「1 %」を採用。）
	再スライド	可能 （全体スライド又は インフレスライド適用 後、12 ヶ月経過後に 適用可能）	なし （部分払いを行った 出来形部分を除いた工 期内全ての資材を対象 に、最終変更契約後に スライド額を算出する ため、再スライドの必 要がない）	可能 （通知に基づき、賃金 水準の変更がなされる 都度、適用可能）

1-2 対象工事

・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。
- ・減額変更を発注者から受注者に請求する場合、主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動の有無を確認する必要があるため、減額スライドの実施時期及び対象資材等について技術企画課と事前に協議すること。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

- ・工事請負契約約款の第25条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額(増額分又は減額分)が請負代金額の1%を超える品目とする。

- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は「第4章 その他の主要な工事材料」によるものとする。

1-4 請負代金額の考え方

・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができるとしている。（第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。）
- ・また、部分引き渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は部分引き渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = (M_{\text{変鋼}} - M_{\text{当鋼}}) + (M_{\text{変油}} - M_{\text{当油}}) + (M_{\text{変材}} - M_{\text{当材}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減}} = (M_{\text{変鋼}} - M_{\text{当鋼}}) + (M_{\text{変油}} - M_{\text{当油}}) + (M_{\text{変材}} - M_{\text{当材}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当鋼}}, M_{\text{当油}}, M_{\text{当材}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \\ (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{変鋼}}, M_{\text{変油}}, M_{\text{変材}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \\ (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$S_{\text{増}}$: スライド額(増額変更の場合)

$S_{\text{減}}$: スライド額(減額変更の場合)

$M_{\text{変鋼}}, M_{\text{変油}}, M_{\text{変材}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{当鋼}}, M_{\text{当油}}, M_{\text{当材}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D : 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

注1) 材料費の変動に連動した共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わない。

注2) $M_{\text{当〇}}$ 、 $M_{\text{変〇}}$ 、 $(P \times 1/100)$ の端数処理は、小数点以下を切捨て整数止めとする。また、落札率は、当初請負代金額/当初設計額とし端数処理はしないものとする

注3) 単品スライド条項による変更額は上記により算出されたS(スライド額)を税抜きに割り戻しを行い、千円未満を切捨て、それに消費税を上乗せしたものとする。

(増額変更の場合の計算例)

計算例 1		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	✕
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000					

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額：110,000,000		1%相当額：1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000					

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は1－3－2 スライド額の算定の対象とする品目による。

② 実際の購入金額が $M_{\text{変鋼}}$ 、 $M_{\text{変油}}$ 又は $M_{\text{変材}}$ を下回る場合について

- ・受注者が、2－5、3－5、4－5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が $M_{\text{変鋼}}$ 、 $M_{\text{変油}}$ 又は $M_{\text{変材}}$ を下回る場合にあつては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{変鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変材}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{\text{変鋼}}$ 、 $M_{\text{変油}}$ 又は $M_{\text{変材}}$ を上回る場合について

- ・受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が $M_{\text{変鋼}}$ 、 $M_{\text{変油}}$ 又は $M_{\text{変材}}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{変鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変材}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

（参考フローは別紙－1 参照）

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率考慮）を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

＜見積りの留意事項＞

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが１社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が２５度以上の場合は運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

3) 価格変動後の金額の算定

＜第１段階＞

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と２社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・第１段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第２段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第２段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％とする。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類： ２－４－２「変動後の実勢単価の決定方法」による（落札率考慮）

- ・燃料油：「購入した月の翌々月」の土木工事積算単価表の価格
(落札率考慮)
- ・その他主要な工事材料：鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の＋３０％は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
 - ①出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
 - ②部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出※。

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の９割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

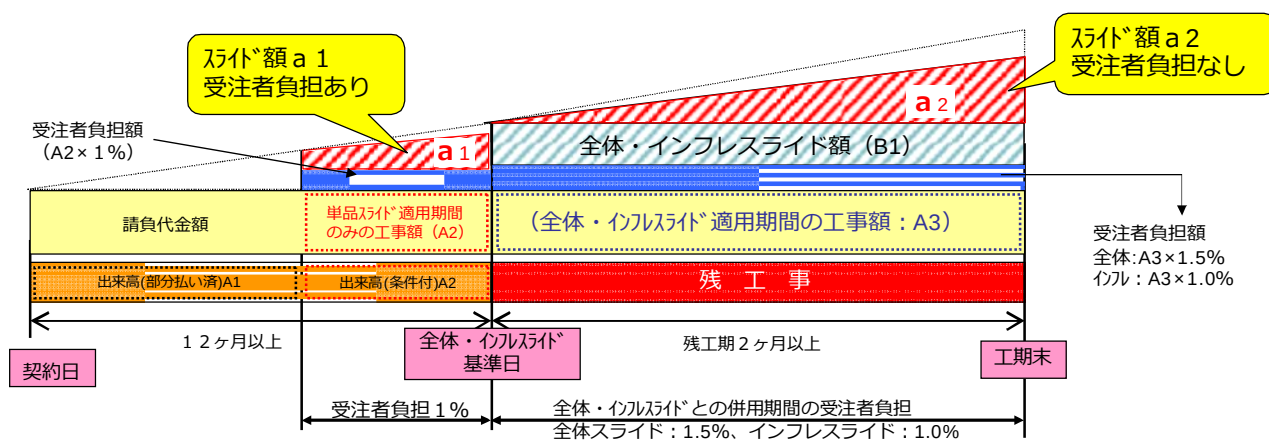
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
(全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)
- ・ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

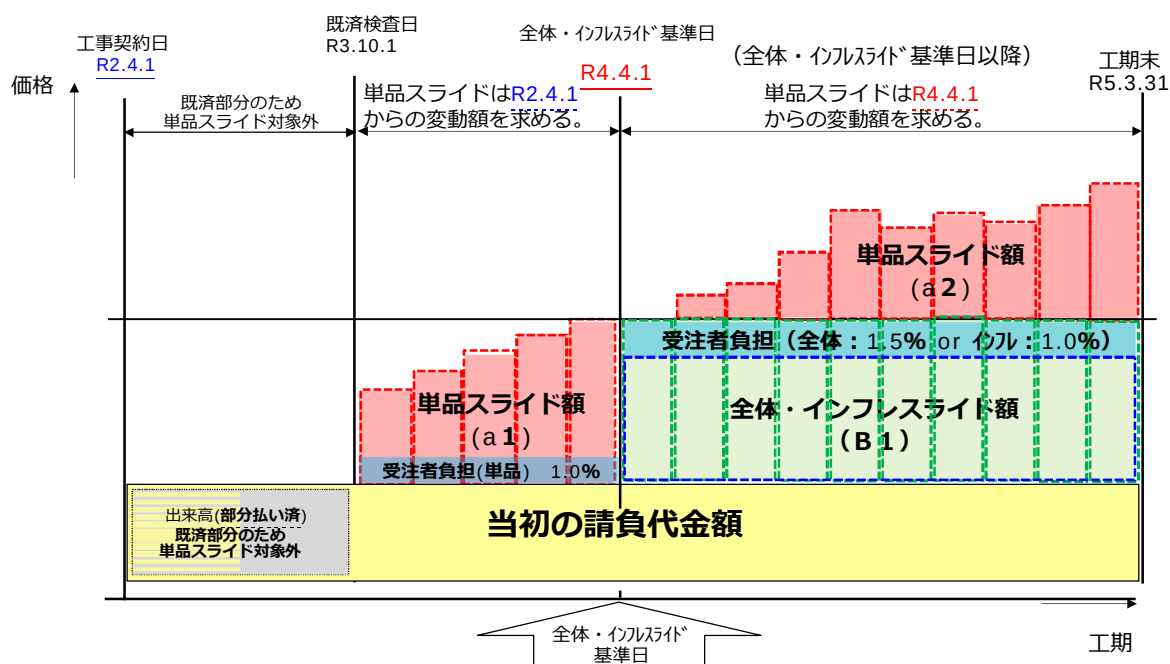
全体・インフレスライドと単品スライドの併用(請負代金額・受注者負担の例)

(全体イメージ)



注) 1-4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

(補足: 単品スライド額の対象イメージ)



注) 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

・情報公開の取り扱いについて

- ・ 単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。(詳細な取扱いは、情報公開条例の手続きによる)

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。
- ・ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。

- ・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線等）、スクラップ等を対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）
- ・なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧(例)

材料	資材名称（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200（CO建込）	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ $3,000\text{mm}$ $t=4.0\text{mm}$	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

①市場単価・土木工事標準単価

- ・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価(以下、「市場単価等」という。)を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、別表1の市場単価等のうち、黄色網掛けのもの(①)は市場単価等の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・なお、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、土木工事標準積算基準書によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注） 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

- ・このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・ 発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④ その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・ 設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認め

られる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・ 鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(納品書の例)

営業所 契約NO. 株式会社

出荷伝票 2021.07.07 11:47

御得意先コード 御得意先名 株式会社 税番号 道路建設

日付 工場 出荷 運送業者 車種 15T平 車番 運賃請求準備 庫 販売 伝票NO.

品名	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量
H-300X300X10/15	1.00	2																
カコウプレート PL-12X100X400	3.77	12																
L-130X130X12	10.00	3	5.50	3	5.00	3												
	3.00	24																

品名	製品数量	スクラップ数	合計	品名	製品数量	スクラップ数	合計
F10T-M22X60	120		120	F10T-M22X105	40		40
F10T-M22X65	440		440	トコングル B-20 L=100x100x10	32		32
F10T-M22X70	275		275	トコングル B-30 L=100x100x10	16		16
F10T-M22X75	350		350				
F10T-M22X80	350		350				
F10T-M22X85	135		135				
F10T-M22X90	90		90				

製品総重量 4.551 t スクラップ総重量 0.000 t

備考 検査あり 2021/7/8 7:00

出荷完了

担当者

(請求書の例)

株式会社 御中

請求日 2021/7/31

TEL FAX

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。
さて、納品のお代金右記の通りになりますので
下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。

日付	品名・規格	数量	総数量	単価	金額
伝票番号	納入日	御注文者	納入先	摘要	消費税等
2021/7/6	溝形鋼 C200×80×7.5	5m:2 3m:2		0.394 t	102,512
2021/7/7					4,039
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1		7.052 t	112,687
2021/7/7					79,467
2021/7/6	T型ハイテン S10T 22×70	165		0.086 t	365,553
2021/7/7					3,144
2021/7/6	T型ハイテン S10T 22×85	405		0.231 t	365,553
2021/7/7					8,444
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	10m:1 7.5m:1		3.010 t	112,687
2021/7/7					33,919
2021/7/6	加工プレート PL16×450×450	8		0.203 t	197,553
2021/7/7					4,010

2-4 単価(実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とするものである。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表の価格とする。
- ・土木工事積算単価表に記載されていない材料は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料等の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表に実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表に実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月	9月
資材調達 (ひも付き)	● 契約(価格決定)		←現場搬入→	
資材調達 (店売り)		● 契約(価格決定)	←現場搬入→	
価格調査 の流れ	→ 調査期間	→	物価資料等8月号	土木工事積算単価表

② 特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

鋼材類の価格決定

価 格 採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	土木工事積算単価表による場合	現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表による。
2	物価資料等に掲載がある場合	現場に搬入された月の物価資料等の価格による。
3	特別調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
4	見積りによる場合	

③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額 × 対象数量 ÷ 購入数量」で算出する。

- ・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

2-7 計算例

(落札率 95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70,000
設計図書の数量 (t)	100

	●年4月	●年5月	●年6月
各月の実勢価格 (円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格 (円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

○価格変動前の金額: $M_{\text{当鋼}}$

= 設計時点の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額: $M_{\text{変鋼}}$

= 搬入月の実勢価格(加重平均) × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50)$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額: $M_{\text{変鋼}}$ $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.1 = 8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{\text{変鋼}}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{\text{変鋼}} - M_{\text{当鋼}} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量(V)を基本とする。
・設計数量(V)に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

① 発注者の設計数量(V)にカウントされている数量(発注者の設計数量(V)内)

- ・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量(V)を基本とする。
- ・なお設計数量(V)は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

② 発注者の設計数量(V)にカウントされていない数量

- ・現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の設計数量(V)内

- ①現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類

○発注者の設計数量(V)外

- ②現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料類
③共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・なお、設計数量(V)は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量 (V1)

※ただし、証明された数量(V1)が設計数量(V)を超えている場合は、
 $V1 = \text{設計数量}(V)$ とする。 なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量 (V2)

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。
ただし、 $[V1 + V2 \leq \text{設計数量}(V)]$ の範囲内の数量とする。

○設計数量(V)外の②・③の燃料油数量 (V3)

- ・3-7「各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値(V3)を対象数量とする。
ただし、上記の合計値(V3)と、受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分(①～③)毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 発注者の設計数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、対象材料概算数量計算総括表[参考様式 燃料1号]

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料概算数量計算総括表を提出してもらうことでよい。

② 発注者の設計数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類[参考様式 燃料2号]

③ 発注者の設計数量(V)外の共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類[参考様式 燃料3号]

④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

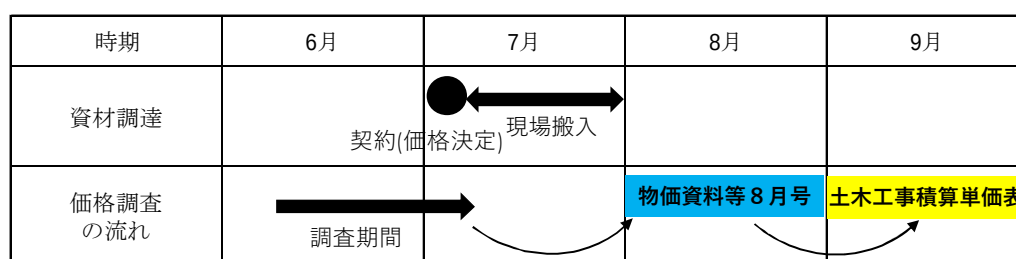
- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌々月の土木工事積算単価表の価格とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における実勢価格の平均)とする。

① 基本事項

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌々月の土木工事積算単価表に実勢価格として掲載されている。
- ・ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、工期末が属する月の前月の土木工事積算単価表の価格を実勢価格とするものとする。



対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の 設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の(V1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V1=V	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の(V2) V2=V-V1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V2=0		契約の翌々月から工期末の前月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌々月の土木工事積算単価表の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・設計数量内の証明された対象数量(V1)及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。
- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量(V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量(V2)については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌々月から工期末の前月迄の実勢価格の平均価格)にV2を乗じた額とする。
- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

3-7 算出例

3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1}=L \div S \times (P \times K)^{※2} \div N1 \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)

L: 運搬距離(km) ※片道

【プラント及び工場等から現場までの距離】

S: 規制速度(km/h)

【各々で算出】

P: 運搬機械の機関出力(kw)

【建設機械等損料算定表 参照】

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

【土木工事標準積算基準書参照】

N1: 運搬車1台当り資材数量(単位)

【積載量 ÷ 資材単位体積当たり重量】

N: 搬入数量(単位)

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材: 再生骨材(40mm 級)現場着価

運搬機械: 10tダンプトラック

L: 運搬距離(km) ※片道

S: 規制速度(km/h)

P: 運搬機械の機関出力(kw)

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

N1: 運搬車1台当り資材数量(m3)

N: 搬入数量(m3)

5	km
40	km /h
246	kw
0.043	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q=L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q=5 \div 40 \times (246 \times 0.043) \div 4.6 \times 5,000=1,494 \quad \ell$$

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

単品スライド条項対象①共通仮設費に計上される運搬費

- 共通仮設費率に含まれる運搬費 …… 単品スライド条項対象
- 積上げ項目による運搬費 …………… 単品スライド条項対象
- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。
- 2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬
 - ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。
- 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
 - ◇運搬費等の率(労務費・クレーン運転費の〇〇%)より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)

L: 運搬距離(km) ※片道(往復)

【基地から現場までの距離】

S: 輸送速度 30(km/h)

【土木工事標準積算基準書準用】

P: 運搬機械の機関出力(kw)

【建設機械等損料算定表 参照】

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

【土木工事標準積算基準書参照】

N: 搬入搬出 (回)

【搬入搬出回数】

運搬車両台数 (台)

【運搬車両台数】

②共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ0.8m³(運搬機械：20t積トレーラ)

L:運搬距離(km) ※片道	15	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K:時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N:搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q^{※1}=L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

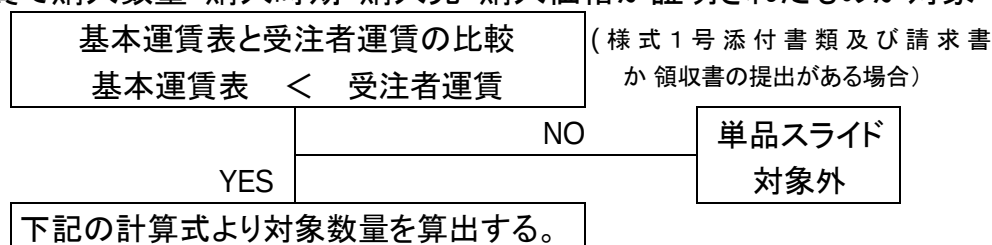
※2:()の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q=15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18 \text{ ℓ}$$

③積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械：路面切削機(運搬機械：30t積トレーラ)

L:運搬距離(km) ※片道	100	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K:時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N:搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q^{※1}=L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q=100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \text{ ℓ}$$

【計算例】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20t積トレーラ）

L：運搬距離(km) ※片道	90	km
S：輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P：運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K：時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N：台数 5(台)×2(搬入搬出)	10	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

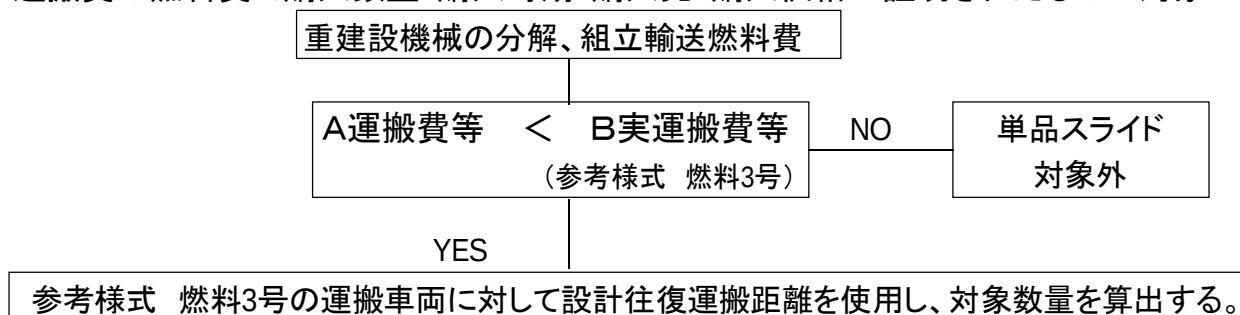
※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：()の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



$$\text{運搬費等} = (\text{労務費(特殊作業員)} + \text{クレーン運転費}) \times \text{運搬費等率}$$

詳細は、土木工事標準積算基準書（共通編）参照

【計算例】

◇重建設機械の分解、組立(ブルドーザ21t級以下)

◇運搬車両(セミトレーラ 20t・トラック 4t)

L:運搬距離(km)※ 往復	73	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw(セミトレーラ 20t)
	137	kw(トラック 4t)
K:時間当りの燃料消費率(l/kw-h)	0.075	l/kw-h(セミトレーラ)
	0.05	l/kw-h(トラック)
N:運搬車両台数(台)	1	台

$$Q^{\ast 1}=L \div S \times (P \times K)^{\ast 2} \times N$$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁 Q

$$=73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 73 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 60 \quad \text{l}$$

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式($Y=35.07X+13,051$)

Y:輸送単価(円/t) X:運搬距離(km)

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。(算出は機材運搬に準ずる)

②支給品及び現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。(歩掛積算)

3-7-4 計算事例

【単品スライド（軽油+ガソリン）】の計算例

	既済払済み数量(7,000L)			購入数量（証明済み）						購入数量 (未証明)	購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
① 受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	—	—	—	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	55,000
①' 受注者 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	—	—	—	1,000			1,500	500		3,000	3,000
② 受注者 購入価格 (税込み)	90	90	100	90	100	100	100	110	100	95	
③ 発注者 実勢価格 (土木工事積算単価表：税抜き)	80	90	90	90	90	100	110	120	110	95	
受注者 購入金額 ① × ②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	4,750,000	5,475,000
受注者 購入金額 ①' × ②				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	295,000
発注者 実勢価格 (①+①') × ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	5,890,000
発注者 スライド価格 p'				p' = Σ (購入数量 × 実勢価格) ÷ 購入数量 = 5,890,000 ÷ (55,000+3,000) =							102

① : 未証明の購入数量（現場内建設機械に係る数量）
②③ : 契約月の翌々月～工期末の前月の実勢価格の平均値
(計算例の場合は、3月～8月の実勢価格の平均値) とし、甲・乙とも同単価を計上すること。

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 55,000 L
対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方) = 3,000 L

【購入数量 = 対象数量】のため、受注者の購入金額を採用
【購入数量 = 対象数量】のため、受注者の購入金額を採用

5,475,000
295,000
= 5,770,000

① : 証明済みの各月の購入数量（現場内建設機械に係る数量）
①' : 証明済みの各月の購入数量（資機材運搬に係る数量）
② : 当該数量を購入した際の購入価格
③ : 購入月の実勢価格（翌々月の「土木工事積算単価」の価格）

「現場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量」について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購入価格の加重平均による値を【②受注者購入価格】とすること。

	既済払済み数量(1,400L)			購入数量（証明済み）						購入数量 (未証明)	購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
① 受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	—	—	—	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	10,000
①' 受注者 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	—	—	—		500	1,000	500			2,000	2,000
② 受注者 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180		
③ 発注者 実勢価格 (土木工事積算単価表：税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170		
受注者 購入金額 ① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	1,414,000
受注者 購入金額 ①' × ②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	280,000
発注者 実勢価格 (①+①') × ③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	1,670,000
発注者 スライド価格 p'				p' = Σ (購入数量 × 実勢価格) ÷ 購入数量 = 1,670,000 ÷ (10,000+2,000) =							139

「購入数量（証明済み）」の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量（未証明）」については計上出来ない。
↓
(証明済み + 未証明) ≤ 設計数量

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 8,000 L
対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方) = 1,000 L

【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(8,000 / 10,000) × 1,414,000 = 1,131,200
【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(1,000 / 2,000) × 280,000 = 140,000

1,131,200
140,000
= 1,271,200

既済(単品スライド対象外) 未払い(単品スライド対象の請負代金額 = P)

【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000 円 (税込み)		※部分払いの対象となった出来形部分に相当する請負代金相当額を除く
落札率	k	90 %		
当初設計単価	p	軽油: 80 円	ガソリン: 110 円	
発注者スライド単価	p'	軽油: 102 円	ガソリン: 139 円	
M変油 (発注者)		[102 × (55,000 + 3,000) + 139 × (8,000 + 1,000) × 0.9 × 1.1 = 7,095,330		
M変油 (受注者)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200		
M当油 (発注者)		[80 × (55,000 + 3,000) + 110 × (8,000 + 1,000) × 0.9 × 1.1 = 5,573,300		
変更額 油		7,041,200 - 5,573,300 = 1,467,500		※単品スライド対象の請負代金額 (P) に対して、1 % 以上の変動あり
単品スライド額	S	1,467,500 - 50,000,000 × 1% = 967,500		※S = 変動額 油 - P × 1 %
単品スライド額 (税抜き)	S'	967,500 × 100 / 110 = 879,545 ≒ 870,000		(万円未満切り捨て)
単品スライド額 (税込み)		870,000 × 1.1 = 957,000		

M変更・油(発注者)とM変更・油(受注者)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。
ただし、実際の購入金額が適当な購入金額であることを示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、品目の合計額に対して請負代金額の1%のチェックを行う点に注意!!

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

・鋼材類、燃料油以外のアスファルト類、コンクリート類等の主要な工事材料を対象とする。

① 基本事項

- ・石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

- ・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

- ・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。

・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。

4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、土木工事標準積算基準書によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量: 設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量: 設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)
証明数量: 請負者から証明された数量

- ・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者

の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ アスファルト類の取り扱い

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されているが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度} \times (1 + \text{ロス率})$$

（アスファルト乳剤の散布量）

$$\text{面積} \times \text{散布量}$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

- ・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京地区コンクリート単価})$$

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明することとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるものとする。
- ・ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとする。その際、土木工事積算単価（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価(実勢価格の算定)

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- | |
|-----------------------------------|
| ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。 |
|-----------------------------------|

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法(2-4-2, 2-4-3)に準じるものとする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法(3-4-2, 3-4-3)とに準じるものとする。

4-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「 $\text{実際の購入金額} \times \text{対象数量} \div \text{購入数量}$ 」で算出する。

- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

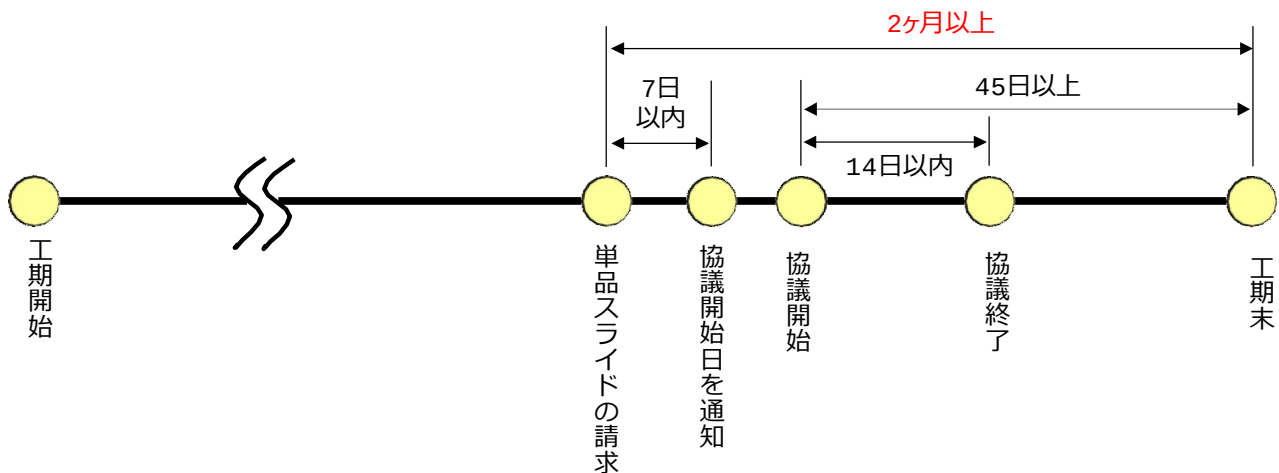
第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

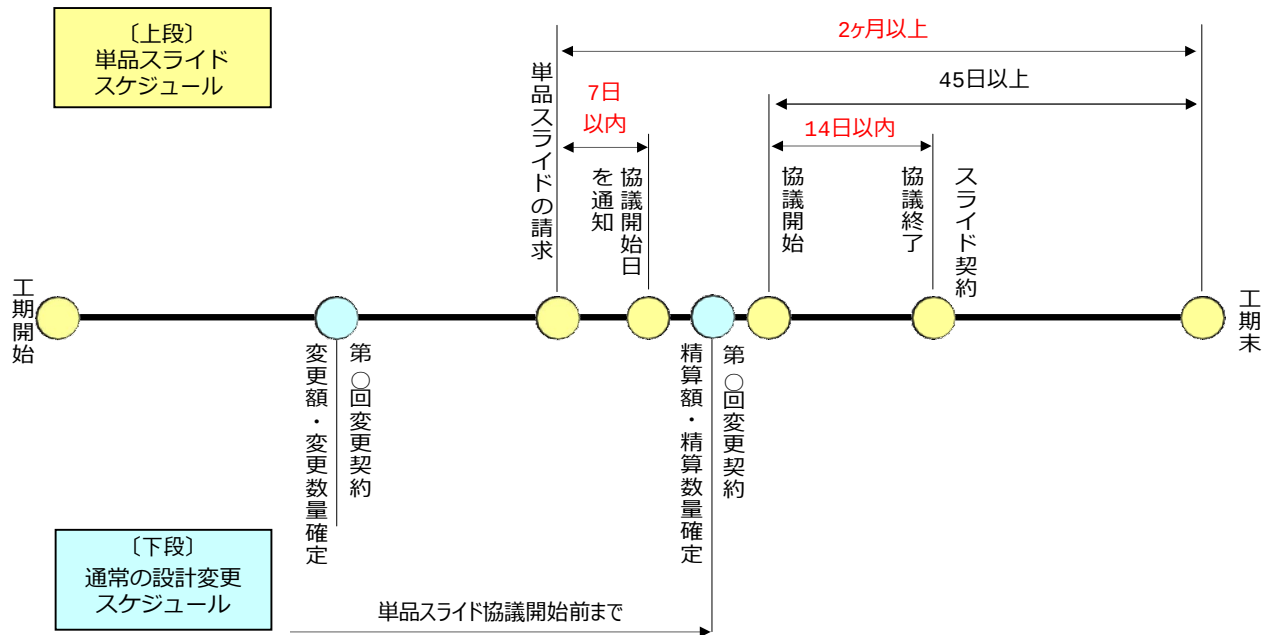
＜単品スライド請求のスケジュール(イメージ)＞



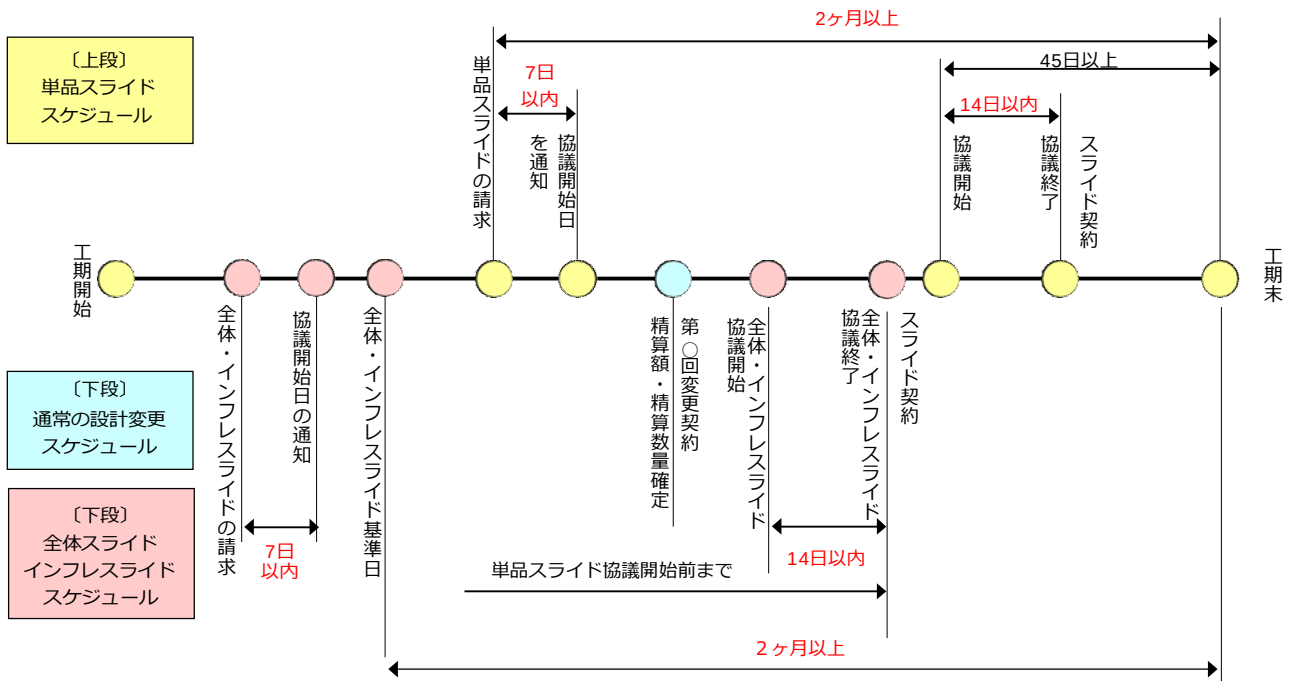
5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更(全体スライド及びインフレスライドを含む)をすること。(原則)
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

<単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)>



<単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係(イメージ)>



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者と十分調整の上実施すること。

5-3 部分払い時の取扱い

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。（様式(第37条第2項)）
- ・また、発注者は既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式（第37条3項））

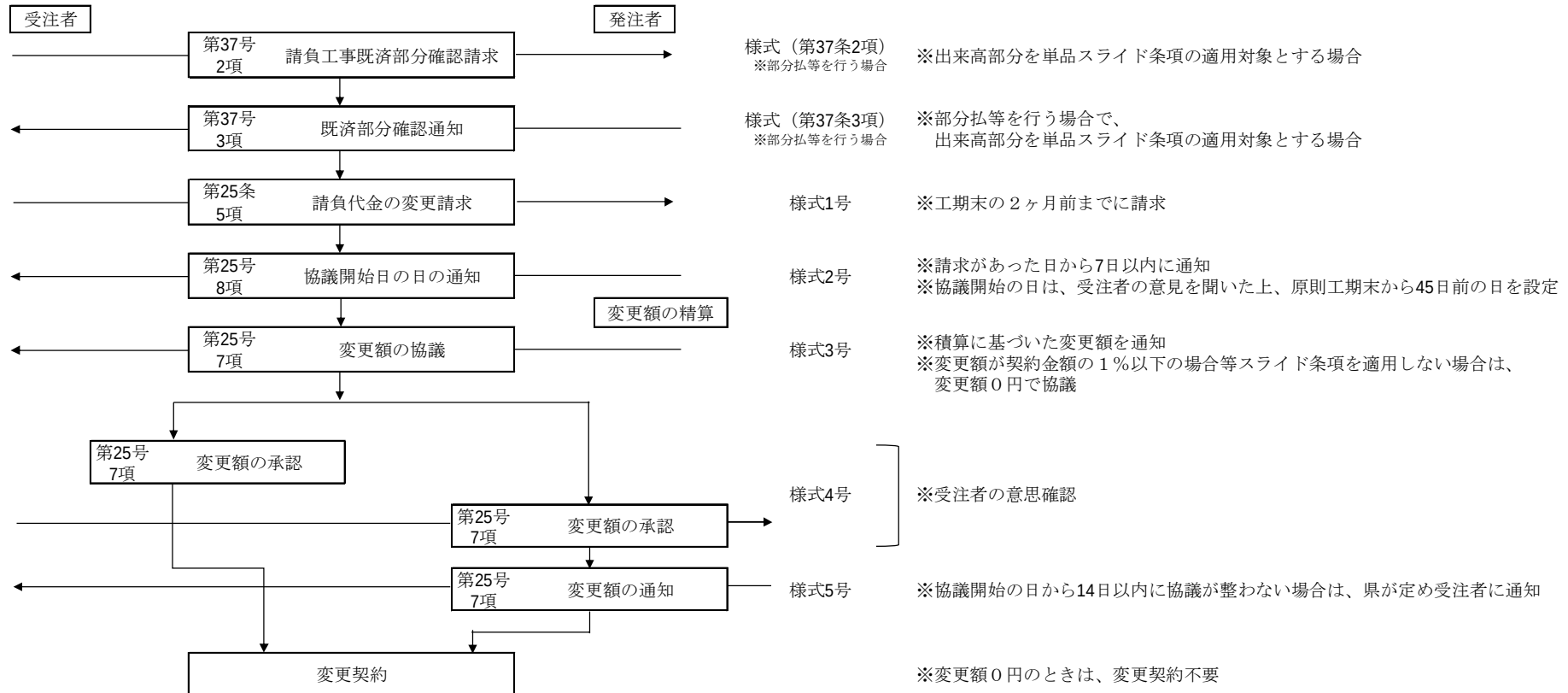
5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

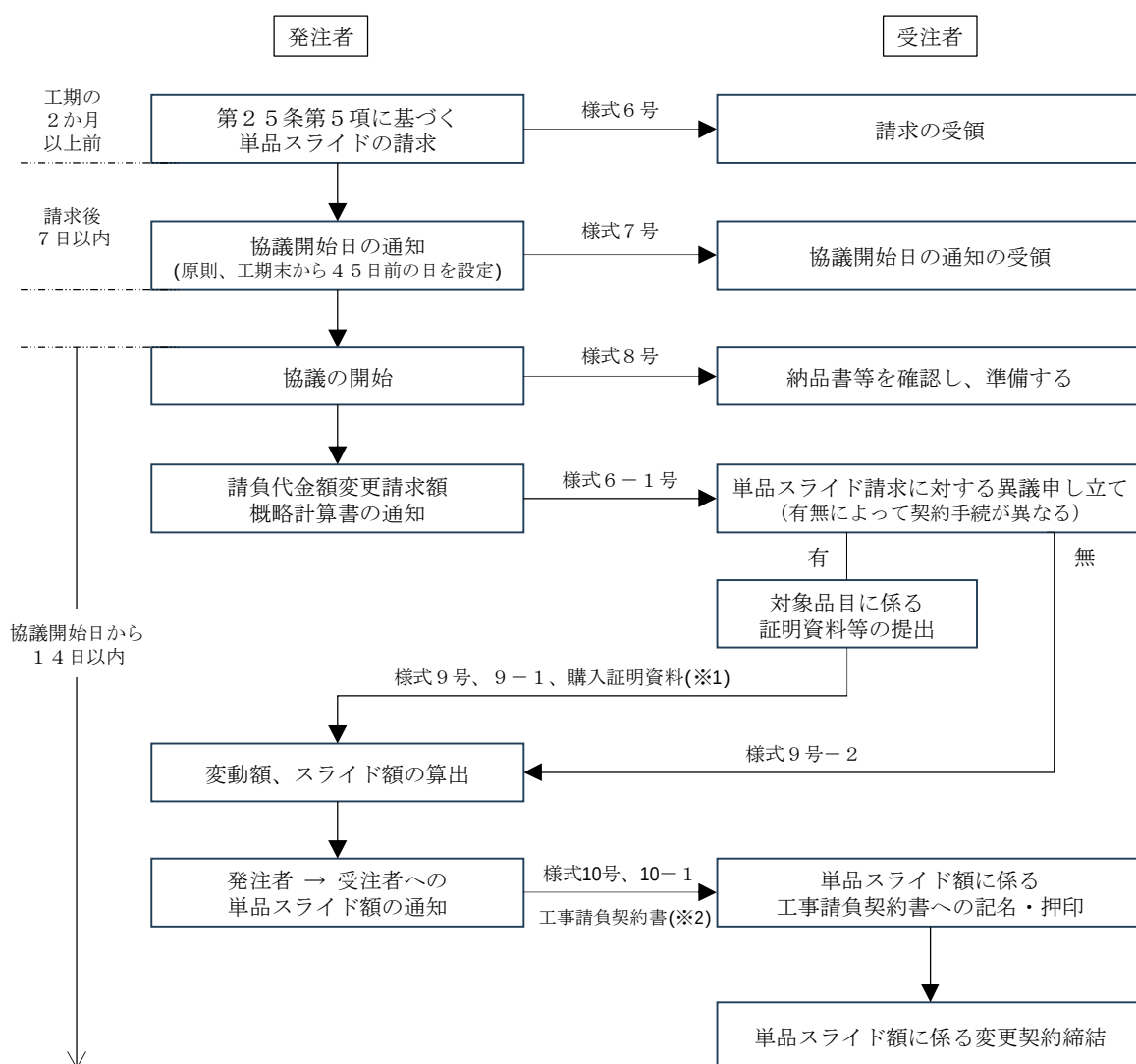
- ・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

＜手続きフロー図＞

工事請負契約書第25条5項（単品スライド条項）適用事務手続きフロー図



工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）適用事務手続きフロー図
（減額時）



※1 発注者の請求に対して異議がある場合は、受注者はその旨を申し立てることができる。その場合、受注者は証明資料の表に総括表（様式9-1）を添付のうえ、対象資材の購入年月・購入単価等に係る証明資料を提出すること。

※2 工事請負契約書については、精算変更契約終了後に『単品スライド額の契約』を別途行う場合に必要。

年 月 日

兵庫県契約担当者
様受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事につ
いて、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約書第2
5条第5項に基づき請求します。

記

- 1 請負代金額 ￥
- 2 工期 年 月 日
年 月 日
- 3 添付書類 請負代金額の変更の対象材料証明書
その他
- 4 スライド概算額 ￥

購入価格によるスライド額等の算定を ☐希望します。
☐希望しません。

(様式1号添付書類)
年 月 日

請負代金額の変更の対象材料証明書

兵庫県
契約担当者
兵庫県〇〇〇〇〇 様

受注者 住所
会社名
代表者氏名

建設工事請負契約書第25条第5項による請負代金額の変更請求に当たり、購入した材料価格等について、下記のとおり資料を提出します。

記
工事番号： 第 号
工 事 名：
工 期： 年 月 日 ～ 年 月 日

品 目	規 格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	鋼材：搬入年月 燃料：購入年月	備 考
記載例								
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			H〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年△月	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年△月	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			H〇年△月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇			○鋼合計
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇石油	H〇年△月	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇石油	H〇年△月	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇			H〇年△月 計
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇			□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	□□石油	H〇年□月	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	□□石油	H〇年□月	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇			H〇年□月 計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇			△油合計

(注)

- 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
- 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとに取りまとめるものとする。
なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、別紙に取りまとめるものとする。
- 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出ができない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）はできない。

様式 2 号

第 号
年 月 日

受注者
住 所
氏 名
様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
変更額協議日の通知について（通知）

年 月 日付けで請求のあった、 工事における請負代金額
の変更について、建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項に基づき協議開始日を通知します。

記

1 変更額協議開始日 年 月 日

様式 3 号

第 号
年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第 2 5 条第 7 項に基づく協議について

年 月 日付けで請負代金額の変更の請求があった、 工事に
ついて、変更額を下記のとおり積算しましたので建設工事請負契約第 2 5 条第 7 項に基
づき協議します。

記

1 変更額 ￥

様式 4 号

年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第 2 5 条第 7 項に基づく協議について（回答）

年 月 日付けで協議のあった、標記のことについて、
承認します。
承認しません。

様式 5 号

第 号
年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事
請負契約書第 2 5 条第 7 項ただし書に基づく通知について

年 月 日付けで回答があった、 工事については変更額
を下記のとおりとしますので建設工事請負契約第 2 5 条第 7 項ただし書に基づき通知
します。

記

1 変更額 円

様式 6 号

第 年 月 日 号

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事に
ついて、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項に基づき請求します。
なお、協議開始日は別途、通知します。

記

- 1 請負代金額 円
- 2 工期 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 請求する資材名 【請求する工事材料を具体的に記載】

年 月 日

請負代金額変更請求額 概略計算書

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求額（概算）の内訳は、下記のとおりです。

工 事 番 号
工 事 名

記

品 目	規 格	単位	数量 (※ 1)	変動前 の単価	変動前 の金額	鋼材類の 使用目的	購入 想定年月 (※ 2)	購入 想定単価 (※ 3)	購入 想定金額	変動額	備 考
記載例											
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 1 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 2 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼 D 1 9 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	D 1 9 合計
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 1 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 2 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼 D 1 9 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	D 2 5 合計
鋼材類 合計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇		〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	軽油合計
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇		〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
ガソリン計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	ガソリン 合計
燃料油 合計											
変動額 合計										〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額 合計										〇,〇〇〇,〇〇〇	落札率・税込
請負代金額 (P)										〇,〇〇〇,〇〇〇	
P × 1 %										〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額										〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- ◆当表の「購入想定年月」「購入想定単価」に対して、受注者は実際の「購入年月」「購入単価」に係る証明資料の提出を行うことが出来るものとする。
- ◆当表の【単品スライド請求額】については概算であり、以降の協議金額を縛るものではない

※ 1 : 「数量」とは、請求時点で契約済みの数量をいう。

※ 2 : 「購入想定年月」とは、鋼材類にあたっては計画工程表あるいは実施工程表等から判断した対象資材の購入月（搬入月）を、燃料油にあたっては〔工期開始の翌月から工期末の前々月まで〕をいう。

※ 3 : 「購入想定単価」とは、鋼材類にあたっては購入月（搬入月）における対象資材の実勢価格を、燃料油にあたっては期間内における実勢価格の平均値をいう。

様式 7 号

第 年 月 日 号

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
変更額協議日の通知について（通知）

年 月 日付けで請求を行った、 工事における請負代
金額の変更について、建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項に基づき協議開始日を通知
します。

記

1 変更額協議開始日 年 月 日

様式 8 号

第 年 月 日

受注者
住 所
氏 名
様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付けで請求を行った、 工事について、変更
額を下記のとおり算出しましたので建設工事請負契約第 2 5 条第 7 項に基づき協議し
ます。

記

1 変更額 ￥

様式 9 号

年 月 日

兵庫県契約担当者

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項の適用に基づく請負代金額の変更請求に対する異議申し立てについて

年 月 日付けの請負代金額の変更請求及び 年 月 日付けの請負代
金額変更請求額概算請求書に関し、対象資材の購入年月・購入単価等について異議が
ありますので、別紙のとおり請負代金額の変更の対象材料計算総括表（様式9-1）及び
各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬
入等の月を証明する書類を添付の上、申し立てます。

年 月 日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

兵庫県契約担当者

受注者
住 所
氏 名

請負代金額の変動額（スライド額）の算出に必要な契約数量全てにおける購入価格・数量等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 番 号
工 事 名

記

品 目	規 格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	鋼材類の 使用目的	証明の 有無	備 考
記載例										
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	A 1 橋台	有	別添〇〇
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	A 2 橋台	有	別添〇〇
異形棒鋼D 1 9 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇				
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	A 1 橋台	有	別添〇〇
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	A 2 橋台	有	別添〇〇
異形棒鋼D 1 9 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇				
鋼材類 合計					〇〇,〇〇〇					
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	現場内重機	有	別添〇〇
軽油計					〇〇,〇〇〇					
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	現場内重機	有	別添〇〇
ガソリン計					〇〇,〇〇〇					
燃料油 合計										
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	現場内重機	無	未証明分
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月	現場内重機	無	未証明分
軽油（未証明分）合計			〇〇〇							

- (注)
- ◆購入年月、購入単価等に係る証明資料（別添〇〇）を、当表と併せて監督員に提出すること。
 - ◆監督員より、購入数量に対する証明書を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式 9 号－ 2

年 月 日

兵庫県契約担当者

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項の適用に基づく請負代金額の変更請求について（回答）

年 月 日付けの請負代金額の変更請求及び 年 月 日付けの請
負代金額変更請求額概算請求書に関し、異議はありません。

様式10号

第 年 月 日
号

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第25条第7項に基づく協議結果について

年 月 日付けで請負代金額の変更の請求を行った、 工事に
ついて、協議した結果、下記のとおり通知します。
なお、異存がなければ、別添の工事請負契約書に記名押印のうえ提出願います。

記

1 変更額 円

様式 10 - 1 号

年 月 日

請負代金額変更請求額 概略計算書

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 番 号
工 事 名

記

品 目	規 格	単位	数量	変動前 の単価	変動前 の金額	鋼材類の 使用目的	購入年月	購入単価	購入金額	変動額	備 考
記載例											
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 1 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 2 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼 D 19 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	D 19 合計
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 1 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	A 2 橋台	〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼 D 19 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	D 25 合計
鋼材類 合計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇		〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	軽油合計
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇		〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
ガソリン計					〇〇,〇〇〇				〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	ガソリン 合計
燃料油 合計											
変動額 合計										〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額 合計										〇,〇〇〇,〇〇〇	落札率・税込
請負代金額 (P)										〇,〇〇〇,〇〇〇	
P × 1 %										〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額										〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- ◆当表の【単品スライド請求額】は、様式 10（発注者→受注者への協議書）の記載金額と一致させること。
- ◆燃料油（未証明分）の購入価格は、「工期開始の翌月から工期末の前々月まで」の実勢単価の平均値とする。
- ◆数量、請負代金額 (P) は精算変更後の値とすること。

様式（第37条第2項）

年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

請負工事既済部分確認請求書

工事請負契約書第37条第2項により既済部分の確認を請求します。
なお、確認された出来高部分について単品スライド条項の協議の対象とできるよう
求めます。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	自	年 月 日
	至	年 月 日
請 負 代 金 額		

様式（第37条第3項）

年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。
なお、確認した出来高部分について単品スライド条項の協議の対象とできることとします。

記

工 事 名			
工事場所			
工 期	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
請負代金額			

確認した出来高部分に相応する請負代金額 ¥ 円

対象材料概算数量計算総括表

契約担当者
兵庫県〇〇県民局長 様

請負者 住所
会社名
代表者氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項による請負代金額の変更請求にあたり購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 番 号
工 事 名
工 期

記

品 目	規 格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	1 . 2 号	L	5,000	90	450,000	四国石油	〇年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	〇年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	〇年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	〇年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	5,000	110	550,000	四国石油	〇年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	1,000	100	100,000	四国石油	〇年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1 . 2 号	L	2,000		0	四国石油	〇年10月	ダンプ	現場～〇〇地先 （ 流用先 ） 運搬	無	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	2,000		0	四国石油	〇年11月	ダンプ	現場～〇〇地先 （ 流用先 ） 運搬	無	別添〇〇
軽油	1 . 2 号	L	1,000		0	四国石油	〇年12月	ダンプ	現場～〇〇地先 （ 流用先 ） 運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料総括表

品目		規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月
	内燃料							
再生骨材 40mm		40mm	m3	3000.0	2,000	6,000,000	〇〇採石	〇年4月
	軽油		L	700.0	90	63,000	× × 石油	-
	軽油		L	300.0	90	27,000	▲▲石油	-
								-
								-
	小計			1000.0	-	90,000	-	-
ブルドーザ 21t級			回	1.0	-	-	神戸リース	〇年8月
	軽油		L	500.0	110	55,000	神戸石油	-
								-
								-
								-
	小計			500.0	-	55,000	-	-
								-
								-
								-
								-
								-
	小計				-		-	-
								-
								-
								-
								-
								-
	小計				-		-	-
								-
								-
								-
								-
								-
	小計				-		-	-
								-
								-
								-
								-
								-
	小計				-		-	-
燃料費 合計		-		1,500	-	145,000	-	-

注1) 本総括表に記載された項目を証明できる書類を別途提出のこと

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

『共通編 I-2-②-11』

建設機械名・規格				機械搬入所在地				現場所在地		神戸市中央区		機械搬出場所		神戸市中央区	
運搬車両				運賃											
機械名	規格（t積）	運搬距離（km）	積載重量(t) (G)	基本運賃（円/t） (E)	特大品割増 (C1)	悪路割増 (C2)	冬期割増 (C3)	深夜早朝割増 (C4)	その他料金 (H)	合計	備考				
										E × (1+C1+C2+C3+C4)+H					
セミトレーラ	30	110	29	81,000											

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

『共通編 I-2-②-16』

建設機械名・規格				機械搬入所在地		現場所在地		神戸市中央区		機械搬出場所		神戸市中央区	
運搬車両				運賃									
機械名	規格（t積）	運搬距離（km）	積載重量(t) (G)	基本運賃（円/t） (E)	特大品割増 (C1)	悪路割増 (C2)	冬期割増 (C3)	深夜早朝割増 (C4)	その他料金 (H)	合計	備考		
										E × (1+C1+C2+C3+C4)+H			
セミトレーラ	30	110	29	81,000									

仮設材（鋼矢板、H型鋼等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

『共通編 I-2-②-14』

建設機械名・規格				機械搬入所在地				現場所在地		神戸市中央区		機械搬出場所		神戸市中央区	
運搬車両				運賃											
機械名	規格（t積）	運搬距離（km）	台数（台）	仮設材 名称・規格	数量 （t）	基本運賃 （E）	冬期割増 （C3）	深夜早朝割増 （C4）	その他料金 （H）	合計	備考				
										E × (1+C3+C4)+H					
セミトレーラ	20	90	5	H鋼（12m以内）											

別表1

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
鉄筋工（太径鉄筋含む）	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工 手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可
インターロッキングブロック工	インターロッキングブロック工	設置	m ²	②	材料分離不可（※②）
防護柵設置工（ガードレール）	ガードレール設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（レール設置）（耐雪型含む）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（ガードパイプ）	ガードパイプ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（パイプ設置）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類
		プレキャストコンクリートブロック建込	m	①	鋼材類
		コンクリート建込	m	①	鋼材類
		アンカーボルト固定	m	①	鋼材類
		部材設置（ビームまたはパイプの設置）	m	①	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）	m	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（上弦材付き）	m	②	材料分離不可
		スチールロープ設置工	本	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防止網）	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m ²	②	材料分離不可
		アンカー設置	箇所	②	材料分離不可
		ガケット支柱（アンカー固定式）	箇所	②	材料分離不可
法面工	法面工	マルチ吹付工	m ²	②	材料分離不可
		コンクリート吹付工	m ²	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（植生基材吹付工）	m ²	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（客土吹付工、種子散布工）	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工）	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生筋工、筋芝工）	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（張芝工）	m ²	②	材料分離不可
		ネット張り（繊維ネット工）	m ²	②	材料分離不可
		マルチ・コンクリート	m	②	材料分離不可
吹付枠工	吹付枠工	ガラス張り	m ²	②	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		植樹管理（せん定）	本（m ² ）	－	材料費含まず
		植樹管理（施肥）	本（m ² ）	①	その他材料
		植樹管理（除草・芝刈・灌水）	m ²	－	材料費含まず
		植樹管理（防除）	本（m ² ）	①	その他材料
		移植工（掘取工）	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂マルチ舗装工	m ²	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m ²	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m ²	②	材料分離不可
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）	基	②	材料分離不可
		標識柱設置（片持式）	基	①	鋼材類
		標識柱設置（門型式）	基	①	鋼材類
		標識基礎設置（片持式・門型式）	m ³	②	材料分離不可
		標識板設置（案内標識）	m ²	②	材料分離不可
		標識板設置（警戒・規制・指示・路線）	m ²	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置（信号機用部）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（照明柱・既設標識柱）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（歩道橋）	基	①	鋼材類

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

別表1

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含む）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含まない）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・橋造物取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置（スノーボード併用型）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鉄設置（穿孔式）	個	②	材料分離不可（※②）
		道路鉄設置（貼付式）	個	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（可変式・着脱式）（穿孔式）	本	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（固定式）（貼付式）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界鉄設置 金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サンドレーン工	m	①	その他材料
		サンドコンパクションパイル工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	シート系防水	m2	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
ゲルビング工	ゲルビング工		m2	－	材料費含まず
鉄筋挿入工（ロック工）	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類、コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m3	②	材料分離不可
コンクリート表面処理工（オータージェット工）	コンクリート表面処理工		m2	②	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（ウォータージェット式）	m	－	材料費含まず
	区画線工（北海道特殊規格）	溶融式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	ペイント式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨剤及びケレン剤回収・横込工	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びケレン剤回収・横込工	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3	－	材料費含まず
		鉄筋構造物	m3	－	材料費含まず
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工（縁積・空積）	m3	①	コンクリート類
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋版	枚	①	鋼材類、コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工程

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工程

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		下地調整（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	－	材料費含まず
		下地処理	m2	－	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	①	その他材料
連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布	m2	①	その他材料
		不陸修正	m2	①	その他材料
		連続繊維シート本体貼付（一層当たり）	m2	①	その他材料
		仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	m2	①	その他材料
		仕上げモルタル・塗装（仕上げモルタル用上塗り）	m2	①	その他材料
剥落防止工（アミドメッシュ）	剥落防止工（アミドメッシュ）	アミドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置（覆土）	m2	①	その他材料
		防草シート設置（露出）	m2	①	その他材料
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリアスチック樹脂）	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリアスチック樹脂）	紫外線硬化型FRPシート設置（紫外線照射なし）	m2	②	材料分離不可
		紫外線硬化型FRPシート設置（紫外線照射あり）	m2	②	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
ハキュームブラスト工	ハキュームブラスト工	ハキュームブラスト	m2	②	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	－	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	－	材料費含まず
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置 独立基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎ブロック	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎ブロック	m	－	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分離不可
FRP製格子状バネ設置工	FRP製格子状バネ設置工		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		m2	①	その他材料
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入なし）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入あり）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装（1層）	層	②	材料分離不可
耐圧ポリアレナリア管（HDPE管）設置工	耐圧ポリアレナリア管（HDPE管）設置工	耐圧ポリアレナリア管（HDPE管）設置	m	①	その他材料

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙ー1

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・対象品目、対象材料
 - ・変更請求概算額
 - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区 分	品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンク リート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファ ルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主 要な工事 材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額による変動後の金額」を比較
 - 品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は落札率を考慮
 - ② 実際の購入金額(品目毎の合計金額)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が
安価となる品目

「② 実際の購入金額による変動後の金額」が
安価となる品目

発注者

- 実勢価格もしくは購入価格^{※1}にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額^{※3}の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額^{※3}の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額^{※3}の1%を超える品目

変動額が請負代金額^{※3}の1%を超える品目

発注者

- 実勢価格もしくは購入価格^{※1}にてスライド額を算定

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

変動額が請負代金額^{※3}の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

変動額が請負代金額^{※3}の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※1 購入価格が実勢価格より高い場合であって、かつ、受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する申し出があり、購入価格が適正であれば購入価格による変動額の算出を行う。

なお、購入価格が実勢価格より安価な場合は、購入価格による変動額の算出を行う。

※2 購入価格が適正かどうかを判断するフローは次ページ参照

※3 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 - 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて

- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
 - 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

**「実際の購入金額の単価」
が最も安価とならない材料**

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ①「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ②「実勢価格の単価（落札率考慮）+ 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均 + 30%)
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

**実際の購入金額の
妥当性が確認できない**

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率考慮）の + 30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30% を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

賃金等の変動に対する
建設工事請負契約書第25条第6項
(インフレスライド条項)

運用マニュアル(暫定版)

令和5年12月

兵庫県土木部

はじめに

本資料は、建設工事請負契約書第25条第6項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について（県土整備部長通知）」（以下、「通知」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算定等において疑義が生じた場合は、本庁照会先等と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努めて下さい。

1 適用対象工事

- (1) 契約書第25条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、請求日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通知発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本運用基準適用開始日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	本通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)

	再 ス ラ イ ド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、最終変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本通知に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
--	-----------------------	--	--	-------------------------------------

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等あるため、受発注者間で事前の協議（基準日など）をしておくこと。

・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14 日以内の範囲で定め、発注者が通知する。

ただし、賃金水準の変更直後（年度末）の出来形確認等の集中による受発注者間の混乱を避けるため、毎年度4月1日以降を基準日の開始日とする。

・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも指示書による先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・ スライド判定

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来形を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式 1-1 号又は 1-2 号）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をする

ことができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- ・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から10日以内に受注者に書面（様式2-1号）により通知する。

なお、スライド額の協議を最終変更時に行う場合は、様式2-1号では「別途様式2-2号により通知します。※ただし、最終変更契約予定日の1ヶ月以上前の日を原則とします。」を明記するのみにとどめ、後日様式2-2号により改めて通知すること。

また、協議の結果、スライド額が受発注者負担の範囲内となり、スライド対象とならない場合もあり得ることを様式2-1号に明記する。

- ・ 実施フローについて

別添「建設工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

4 請負代金額の変更

(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{請負率}, Z : \text{発注者積算額})$$

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{請負率}, Z : \text{発注者積算額})$$

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- ・ 複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 出来形数量の確認、残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。
 - (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
 - (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
 - (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
 - (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
 - (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- ・ 出来形数量等の確認方法について
基準日における工事の出来形数量の確認については、上記5に基づき実施することを基本とする。

確認は「工事打合せ簿等」及び「出来形・残工事量算定表（様式3号）」により行うことを原則とし、様式3号記載の数量については、受注者に出来形が確認できる数量計算書、出来形図面、写真及び上記5（2）の材料等を確認できるミルシート、契約書の写し等の根拠資料、上記5（4）による場合は構成比率、換算数量及びその根拠資料の提出を求め、発注者が行うこととする。

なお、本運用の出来形と部分払いの出来形を兼用する場合は、本運用の出来形確認では、部分払いの際には通常確認しない購入済材料等も対象とするため、まず、本運用の出来形を正確に確認し、部分払いの出来形については、その範囲内で通常部分払いにおいて対象とする数量を抽出することで確認する。

また、指示書による先行指示等で施工を行い、確認時点の最新設計書の設計数量を超えた施工を行っている場合は、本運用の出来形確認では超えた分も対象とするが、部分払いの出来形確認では設計数量の範囲内で確認する。

本通知に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- ・ 出来形数量等の確認時期について
発注者は、請求日から14日以内に出来形確認を行う。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 積算に使用する単価について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。
ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、最終変更時点で行うことができる。

- ・ 最終変更時点で行う場合
スライド額に係る契約変更を最終変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から4項に規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレス

ライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- ・ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

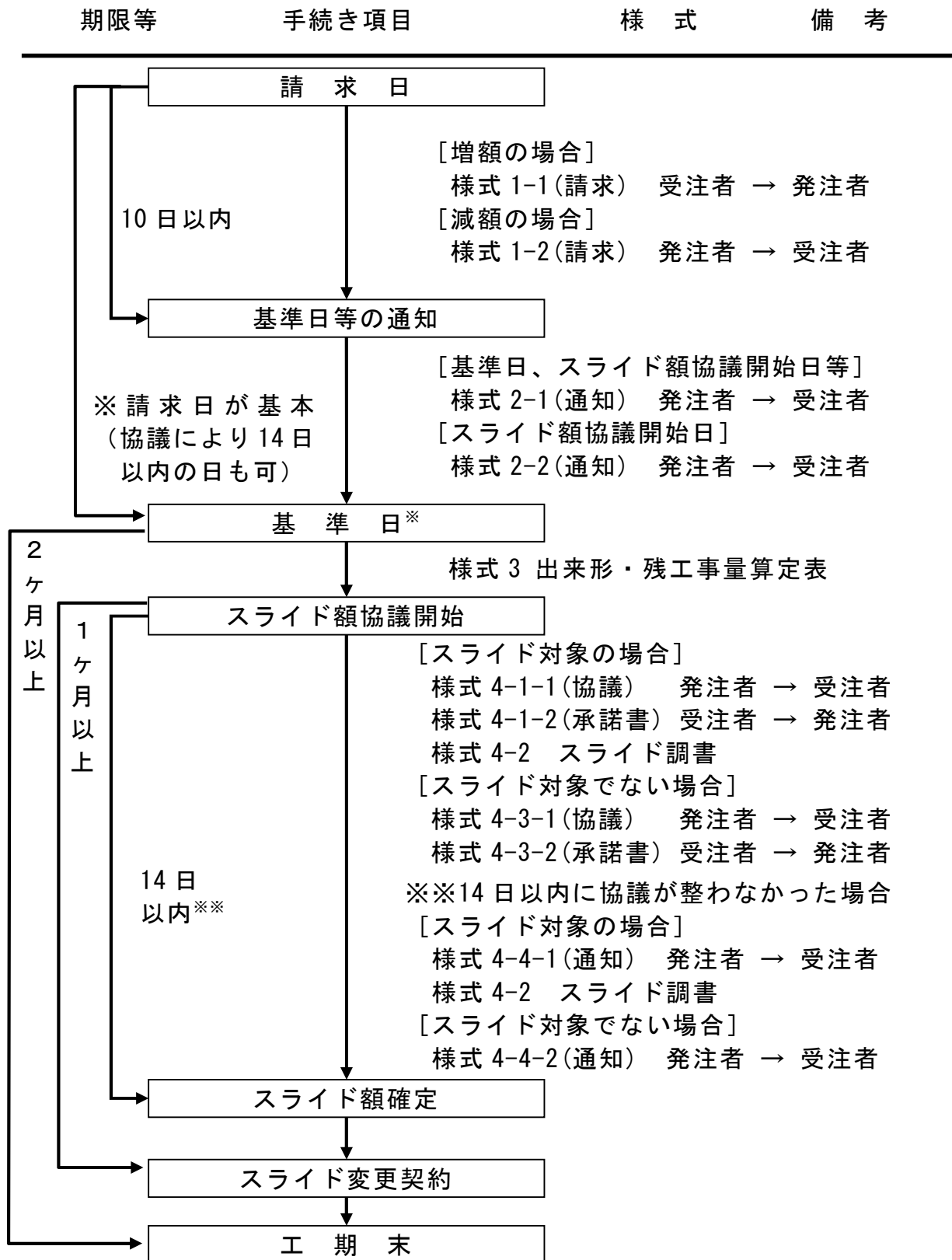
契約書第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

1～4項：全体スライド、5項：単品スライド、6項：インフレスライド

建設工事請負契約書第 25 条第 6 項に伴う実施フロー



令和〇年〇月〇日

兵庫県契約担当者
○○○○○○○○ 様

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇工事
(工事番号：〇〇第〇-〇-〇号)については、賃金等の変動により、建設工事
請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|--|----------------------------|-------|
| 1. 請負代金額 | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税込み) |
| 2. 工 期 | 令和〇年〇月〇日 から
令和〇年〇月〇日 まで | |
| 3. 希望基準日 | 令和〇年〇月〇日 | |
| 4. 変更請求概算額
(概算スライド額) | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税抜き) |
| 5. 概算残工事請負代金額 | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税抜き) |
| 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来高部分に
相応する請負代金額を控除した額 | | |

※今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇工事
(工事番号：〇〇第〇-〇-〇号)については、賃金等の変動により、建設工事
請負契約書第２５条第６項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 ￥○○○○○○○ (税込み)

2. 工 期 令和〇年〇月〇日 から
令和〇年〇月〇日 まで

3. 希望基準日 令和〇年〇月〇日

4. 変更請求概算額 ￥○○○○○○○ (税抜き)
(概算スライド額)

5. 概算残工事請負代金額 ￥〇〇〇〇〇〇 (税抜き)

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者

〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事（工事番号：〇〇第〇-〇-〇号）のスライド基準日、出来形数量等確認開始日及びスライド額協議開始日を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. スライド基準日 令和〇年〇月〇日
2. 出来形数量等確認開始日 令和〇年〇月〇日
3. スライド額協議開始日 [スライド額の協議を速やかに行う場合]
令和〇年〇月〇日
[スライド額の協議を最終変更時に行う場合]
別途様式 2-2 により通知します。
※ただし、最終変更契約予定日の 1 か月以上
前の日を原則とします。

※ スライド額に係る契約変更は、最終変更契約で行う予定です。

※ 協議の結果、スライド額が受発注者負担の範囲内となり、スライド対象とならない場合もあります。

様式 2-2 号

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者

〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事
（工事番号：〇〇第〇-〇-〇号）のスライド額協議開始日を下記のとおり定め
たので通知します。

記

1. スライド額協議開始日 令和〇年〇月〇日

（ スライド基準日 令和〇年〇月〇日 ）

[illegible]

自動計算

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者

〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

令和〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基
づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり協議
します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書（様式 4-1-2）へ記名したものを返送願
います。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 工 事 名 | 令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事
（ 工事番号：〇〇第〇-〇-〇号 ） |
| 2. スライド変更金額
（ 基 準 日 | ¥〇〇〇〇〇〇〇 （税抜き）
令和〇年〇月〇日 ） |
| 3. スライド額の算定 | 別紙「スライド調書（様式 4-2）」のとおり |

(別 紙)

様式 4-1-2 号

承 諾 書

工事名 令和○年度○○事業○○○○○工事
(工事番号 : ○○第○-○-○号)

令和○年○月○日付けで協議のありました上記工事の建設工事請負契約書第
25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 ￥○○○○○○○ (税抜き)
(基 準 日 令和○年○月○日)

2. スライド額の算定 別紙「スライド調書 (様式 4-2)」のとおり

令和○年○月○日

(受注者)

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○○○

兵庫県契約担当者
○○○○○○○○ 様

スライド調書

	元設計	出来高	残工事		スライド額
			変動前	変動後	
設計額(税込)		-	-	-	-
工事価格(税抜)					-
消費税相当額		-	-	-	-
請負代金額(税込)		-	-	-	
請負工事価格 (請負代金額(税抜))			P1	P2	S
消費税相当額		-	-	-	

※工事価格は1,000円単位とし、1,000円未満は切捨てる

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者

〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

令和〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基
づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり協議
します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書（様式 4-3-2）へ記名したものを返送願
います。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 工事名 | 令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事
（ 工事番号：〇〇第〇-〇-〇号 ） |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 3. 理 由 | 基準日での残工事スライド金額を精査した結果、
スライド額が対象工事費の 1%を超えないため |

(別 紙)

様式 4-3-2 号

承 諾 書

工事名 令和○年度○○事業○○○○○○工事
(工事番号 : ○○第○-○-○号)

令和○年○月○日付けで協議のありました上記工事の建設工事請負契約書第
25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 2. 理 由 | 基準日での残工事スライド金額を精査した結果、
スライド額が対象工事費の1%を超えないため |

令和○年○月○日

(受注者)

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○○○

兵庫県契約担当者
○○○○○○○○ 様

令和〇年〇月〇日

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者

〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更
について（通知）

令和〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基
づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知
します。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 工 事 名 | 令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事
(工事番号 : 〇〇第〇-〇-〇号) |
| 2. スライド変更金額
(基 準 日 | ¥〇〇〇〇〇〇〇 (税抜き)
令和〇年〇月〇日) |
| 3. スライド額の算定 | 別紙「スライド調書 (様式 4-2)」のとおり |

令和〇年〇月〇日

(受注者)
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

兵庫県契約担当者
〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更
について（通知）

令和〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基
づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知
します。

記

1. 工 事 名

令和〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事
(工事番号 : 〇〇第〇-〇-〇号)
2. スライド変更適否

スライドの適用が認められない
3. 理 由

基準日での残工事スライド金額を精査した結果、
スライド額が対象工事費の 1 %を超えないため

3. 入札のしおり

入 札 の し お り

令和8年7月

兵 庫 県

目 次

第1	趣旨	1
第2	一般競争入札等	1
第3	関係法令の遵守	2
第4	入札参加者の資格	2
第5	入札参加資格の制限	2
第6	指名停止	3
第7	指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表	3
第8	経営事項審査	3
第9	社会保険等加入対策	3
第10	技術者の適正配置等	4
第11	入札の辞退	4
第12	入札保証金	5
第13	入札の方法	5
第14	入札の執行の取消しなど	6
第15	無効とする入札	7
第16	開札	7
第17	落札候補者等の決定	7
第18	再度の入札	8
第19	入札関係資料の返還	9
第20	契約保証金	9
第21	契約の締結	9
第22	議会の議決を必要とする契約の締結	10
第23	契約の確定	10
第24	前金払	10
第25	建設業退職金共済制度	11
第26	工事着手	12
第27	建設業法関連	12
	指導事項	12
	入札参加資格制限基準	16
	指名停止基準	19

(趣旨)

第1 このしおりは、次に掲げる兵庫県（以下「県」という。）の一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して入札に参加してください。

- ① 工事の請負
- ② 製造の請負
- ③ 測量、調査、設計等の業務委託
- ④ 物品の買入れ、借入れ又は売払い

(一般競争入札等)

第2 県では、「政府調達に関する協定」の発効（平成8年1月1日）に伴い、総務大臣が告示する各額以上の次に掲げる各調達について、一般競争入札を実施しています。一般競争入札の内容については、発注する際に県公報、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公告します。

- ① 建設工事の調達契約…30億2千万円以上
- ② 技術的サービスの調達契約（建築のための設計・コンサルティング委託契約等）…3億円以上
- ③ 物品等の調達契約…4千万円以上
- ④ その他のサービスの調達契約（清掃委託、機器リース契約等）…4千万円以上

これらの額は、令和10年3月31日までに締結する調達契約について適用されるもので、令和10年4月1日以後に締結する調達契約については、あらためて総務大臣が告示する額によります。

また、契約予定金額が30億2千万円未満の工事で、一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては3億5千万円以上、建築一式工事にあつては6億円以上、鋼橋梁（上部）工事、及びPC橋梁（上部）工事、機械器具製作据付工事及び電気通信工事にあつては1千万円以上、これら以外の工事にあつては5億円以上を対象として、公募型一般競争入札を実施しています。公募型一般競争入札の内容については、発注する際に県ホームページ等で公告を行います。

さらに、契約予定金額が一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては1千万円以上3億5千万円未満、建築一式工事にあつては5千万円以上6億円未満の工事を対象として、制限付き一般競争入札を実施しています。制限付き一般競争入札の内容については、発注する際に県ホームページで公告を行います。

なお、工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る発注見通しは、県ホー

ムページ等において公表します。

(関係法令の遵守)

第3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、県民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- ① 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為をしてはいけません。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為をしてはいけません。
- ③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為をしてはいけません。

(入札参加者の資格)

第4 県が発注する建設工事等の契約の競争入札に参加しようとする者は、県の入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。また、名簿の登録事項のうち、届出が必要な事項（例：商号、代表者、関係する会社など）に変更があった場合は直ちに届け出るようにしてください。

(入札参加資格の制限)

第5 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。

- 2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別添「入札参加資格制限基準」の（2）のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。

入札参加の資格制限を受けたときは、その日から一定期間（6箇月から3年まで）は入札に参加することができません。

また、これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

- 3 入札通知を受けた者が開札時まで第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び前項の入札参加資格の制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 4 入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び第2項の入札参加の資格制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 5 入札参加資格の制限事由の終了後又は制限期間の満了後に、県が実施する入札に参加するには、新たに入札参加資格審査を受けて、県の入札参加資格を再度取得する必要があります。

(指名停止)

第6 入札参加資格者が別添「兵庫県指名停止基準」の別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。

2 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。

3 入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

(指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表)

第7 第5の第2項による入札参加資格の制限又は第6による指名停止（金融機関からの取引停止によるものを除く。）（以下「指名停止等」という。）を受けた入札参加資格者については、当該入札参加資格者の商号（屋号）、住所（市町村まで）、指名停止等の期間及びその理由について、指名停止等の措置を受けた日からその日の属する年度の翌年度末まで（翌年度末において指名停止等の措置期間中の者については、指名停止等の期間満了の日まで）の間、県ホームページにおいて公表します。

(経営事項審査)

第8 県から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、当該建設工事について県と請負契約を締結する日に有効な建設業法に基づく経営事項審査（経営状況分析及び経営規模等評価。以下同じ。）を受けていなければなりません。

2 県では、建設工事の発注に当たって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、契約締結予定日（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結予定日。以下同じ。）に有効な経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出していただくこととしております。この総合評定値通知書は、建設業の許可を受けた行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に経営規模等評価の申請と併せて総合評定値の通知について請求して取得しておかなければなりません。入札参加者は、発注者から総合評定値通知書の写しの提出を求められたときには、直ちに提出してください。

※ 有効な経営事項審査とは、審査基準日（原則として申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日））から1年7ヶ月の間のものをいいます。

(社会保険等加入対策)

第9 建設工事における技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境を構築するため、以下のことに留意してください。

① 受注者においては、社会保険等未加入建設業者※を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としてはいけません。

② 受注者においては、下請負人（二次以下の下請負人を含む。）に対して社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、発注者に提出する請負代金内訳書に、社会保険等に係る法定福利費を明示してください。

③ 県は、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）

む。)とした場合は、受注者に対して、(1)契約解除・違約金の請求(又は違約金の請求)、(2)資格制限(又は指名停止)、(3)工事成績評定の減点を実施します。

※ 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条のいずれかの届出の義務を履行していない(届出の義務がない者を除く。)建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。

(技術者の適正配置等)

第10 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、5千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、法令や特例として認められている場合を除き、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事すること。」を意味し、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場へ滞在していること)を必要とするものではありません。また、専任の者でなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が4千5百万円(建築一式工事の場合は9千万円)以上のものをいいます。

3 低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となるときには、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす追加技術者の専任配置を求める場合があります。

また、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときには、当該入札は無効とします。

4 営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、法令や特例として認められている場合を除き、現場に配置する監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。

また、経營業務の管理責任者と監理技術者・主任技術者との兼務についても、上記の営業所技術者等と同様の取扱いとなります。

(入札の辞退)

第11 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。ただし、製造の請負及び物品の買入れ、借

入れ又は売払いに関する入札参加者にあつては、辞退する旨を通知すれば足り、辞退届を提出する必要はありません。

- 2 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札保証金)

第12 一般競争入札の入札参加者は、入札前に入札金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあつては、消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- ② 一般競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。

- ③ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。

なお、公募型一般競争入札、制限付き一般入札及び指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。

- 2 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあつては、担保の種類等について事前に契約担当者を確認の上、手続をしてください。

- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。

なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

(入札の方法)

第13 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（図面、仕様書等。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるときは、発注機関に説明を求めることができます。

- 2 入札参加資格者は、初度の入札に際して工事の請負の場合には設計図書に基づき積算した工事費内訳書を提出しなければなりません。加えて、入札公告等において提出が求められる入札については「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」（以下「不可欠な経費内訳書」という。）を提出しなければなりません。また、測量、調査、設計等の業務委託の場合には積算内訳書を提出しなければなりません。

加えて、総合評価落札方式においては入札金額の記載と合わせて、入札金額と整合する工事費内訳金額を記載しなければなりません。

- 3 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、入札公告（入札説明書）又は入札通知書で2件以上を合併して入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。
- 4 総合評価落札方式による入札の場合には、入札金額に対応した内訳金額など必要事項を記載し、技術提案書又は技術資料を提出しなければなりません。
- 5 一般競争入札の場合には、郵送による入札も認められます。
- 6 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者候補者または落札者（以下、「落札候補者等」という）になったときには、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出しなければなりません。
- 7 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札候補者等になったときには、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければなりません。
- 8 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札候補者等になったときには、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししないことを記した「社会保険等加入対策に関する誓約書」を提出しなければなりません。
- 9 入札参加者は、紙で入札する場合、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品入札書（以下「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記載して入札に付する案件ごとに作成し、記名押印の上封入して、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札箱に直接投入してください。
- 10 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札する前に契約担当者あて委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。

なお、特別共同企業体による入札の場合には、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合には、復代理人への委任も含む。）が必要です。
- 11 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 12 入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い「¥」との間をあけない（記載例「¥1,500,000-」）ように表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記載したときには、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。
- 13 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

（入札の執行の取消しなど）

- 第14 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。
- 2 入札参加者が連合（談合）し、又は不正不穏な行動をしているなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは中止することがあります。

3 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

（無効とする入札）

第15 次のいずれかに該当する入札は、無効として扱います。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- ③ 入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札及び別段の定めがある場合を除く。）
- ④ 入札者が同一事項について2通以上した入札
- ⑤ 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札
- ⑥ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑦ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑧ 入札書に入札金額が記載されていない入札、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- ⑨ 入札金額が訂正された入札及び誤字、脱字などにより入札内容が分明でない入札
- ⑩ 電子で入札する場合において、ICカードを不正に使用して行った入札
- ⑪ 総合評価落札方式による入札の場合には、入札金額と入札金額に対応した内訳金額が一致しない入札、総合評価の加算点にかかる評価区分毎の評価点、減点、追加資料の提出意思が示されていない入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第16 開札は入札場所で、入札の終了後、入札者及び入札立会人の立ち会いの上で行います。

2 開札の結果、落札者を決定したときは、その開札結果（総合評価落札方式により落札者を決定した場合における技術評価点内訳書を含む。以下同じ。）を、目途として当該決定日の翌日から各発注機関（各事務所等）において閲覧に供します。

なお、工事の請負で契約予定金額が400万円を超える入札または測量、調査、設計等の業務委託で契約予定金額が250万円を超える入札については、契約締結後に県のホームページで開札結果を公表します。

（落札候補者等の決定）

第17 開札の結果により、次のとおり落札候補者等を決定します。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札候補者等とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札候補者等としないことがあります。
- ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以

上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者等とします。

- ③ 調査基準価格及び失格基準価格（一般競争入札（WTO）については失格基準価格の設定はなし）を設けた場合（入札説明書及び入札公告又は入札通知書に明記）は、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札候補者等を決定します。この場合において、失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査の上、落札候補者等を決定します。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力していただくことになります。

また、調査結果については、その概要を契約締結後に公表いたしますので、ご承知願います。

- ④ 総合評価落札方式により落札候補者等を決定する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者（評価値の最も高い者）で③に適合した者を落札候補者等とします。

- 2 落札となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式により落札候補者等を決定する場合には、総合評価落札方式の取扱いによる）が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（郵送による入札の場合は入札立会人）によるくじ引きで落札候補者等を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札候補者等を決定します。

- 3 入札公告等において「不可欠な経費内訳書」の提出が求められている場合には、当該内訳書に基づき労務費ダンピング調査を行います。調査の結果、直接工事費が一定水準を下回った場合は、落札候補者に理由書の提出を求め、合理的理由が認められない場合には落札候補者へ必要な要請を行った上で、建設Gメンへの通報を行います。

なお、理由書の提出がない場合は、入札を無効とします。

- 4 落札候補者については、所定の手続きを経たのち、落札者とします。

（再度の入札）

第18 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行います。

- 2 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。
- 3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第15の④、⑦、⑧、⑨又⑩に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認めた者と

します。

- 4 最低制限価格又は失格基準価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者の再度の入札への参加は認められません。

(入札関係資料の返還)

- 第19 入札参加者で、貸与を受けた設計図書がある場合は、契約担当者が、貸与時に指定する期限までに、契約担当者に返還してください。

(契約保証金)

- 第20 落札者は、契約締結の日までに、契約金額の10分の1（工事又は製造の請負の契約に係る契約予定金額30億2千万円以上の案件の場合及び工事の請負契約について調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなり、⑦に該当する場合は免除することがあります。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- ② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証があったとき。
- ③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- ④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。
- ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑥ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
- ⑦ 契約金額が200万円以下であるとき。

- 2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

(契約の締結)

- 第21 契約書の作成を要する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印または契約内容を記録した電磁的記録に電子署名し、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。
- 3 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、

契約の相手方の決定) から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。

- 4 落札者が、落札決定後契約締結までの間に、入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには、契約を締結することはできません。この場合、県は損害賠償の責めを一切負いません。

(議会の議決を必要とする契約の締結)

第22 議会の議決を経なければ締結できない契約(予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負及び1億円以上の物品の買入れ又は売払い)に係る落札者は、契約担当者から交付された仮契約書に記名押印または仮契約内容を記録した電磁的記録に電子署名し、落札決定の翌日から起算して7日以内(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)に契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 当該契約に関する議会の議決があった後、前項の仮契約書の末尾に当該契約の請負者が「議会の議決のあったことを了知し、本契約の締結を確認した。」と文言を記載して記名押印または契約内容を記録した電磁的記録に電子署名したものを契約担当者に提出した時をもって本契約を締結したものとします。
- 3 前項による本契約書は、議会の議決のあった翌日から起算して7日以内(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)に契約担当者に提出しなければなりません。
- 4 仮契約締結後議会の議決及び本契約までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには、仮契約を解除することとなり、本契約を締結することはできません。この場合、県は損害賠償の責めを一切負いません。

(契約の確定)

第23 契約書の作成を省略する場合及び第21の第2項による場合を除き、契約は、契約の当事者である契約担当者と落札者とが契約書に記名押印または契約内容を記録した電磁的記録に電子署名したときに確定します。

(前金払)

第24 契約金額が1件100万円未満のもの(工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額が3千万円未満のもの又は納入期限が3箇月未満のもの)については、前金払を行いません。

- 2 契約金額が1件100万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4(設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3)以内の前金払を行います。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行います。
- 3 中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択してください(契約締結後、この選択を変更するこ

とは認めません。)。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができません。

- 4 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額10分の2以内の前金払を行います。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の前金払を行います。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(建設業退職金共済制度)

第25 県が発注する建設工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。

- 2 請負者は、建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙または退職金ポイントを購入してください。

また、請負者において的確な把握が困難である場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が作成したホームページを参考にして購入してください。

なお、請負者は、証紙購入の際金融機関にて発行、またはポイント購入の際に電子申請専用サイトにて発行される掛金収納書を、契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあっては40日以内）に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。

- 3 契約金額が100万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略します。
- 4 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。また、電子申請を用いる場合も同様に下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る退職金ポイントを併せて購入してください。

下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。

- 5 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに（少なくとも月1回）その労働者を雇用した日数分を「建設業退職金共済手帳」に貼り消印をしてください。また、電子申請を用いた場合は、就労実績報告を作成し、

電子申請専用サイトに工事全体の就労実績報告データファイルを登録してください。

(工事着手)

第26 契約を締結した者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければなりません。

(建設業法関連)

第27 「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月策定）」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

2 「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の最新版を参考に、下請負人との関係において適正化に努めてください。

3 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

4 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。

6 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合は、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。

(指導事項)

県と工事契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、次のことに留意してください。

1 下請契約の締結について

(1) 県との契約に係る業務を第三者に行わせる場合（資材、原材料の購入契約その他契約の履行に伴い契約を締結する場合を含む。以下「下請契約等」という。）には、原則として県内業者に発注してください。

(2) 下請契約等に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書による契約を締結してください。

(3) 下請契約等の契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときには、当該下請契約等の受注者に自らが暴

力団等でないこと等についての誓約書を提出させて、その誓約書の写し（工事請負契約の場合には、再発注したそれ以下の全ての下請契約等の受注者に下請契約等の特約の規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出してください。

- (4) 下請契約等の契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、当該下請契約等の受注者に労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その誓約書の写し（工事請負契約の場合には、再発注したそれ以下の全ての下請契約等の受注者に下請契約等の特約の規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出してください。
- (5) 元請負人においては、適切な価格で下請契約等を締結するとともに、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、特段の配慮を願います。
- (6) 「建設工事請負契約書 第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」及び「公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」に基づく請負代金額の変更があった際には、下請契約等の金額の見直しや技能労働者及び技術者への賃金水準の引上げ等について、特段の配慮を願います。
- (7) 元請負人においては、下請負人に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結してください。
- (8) 元請負人においては、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）」に基づく取組をお願いします。
- (9) 一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象となりませんが、労災保険への加入を希望する場合には特別加入者として任意加入することが可能です。安全及び健康の確保のため、労災保険の特別加入制度への加入を検討してください。

また、元請負人においては、現場において労働者としての実態がある者については、偽装請負の防止などの観点から労働者として扱うようお願いします。

2 過積載による違法運行の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まずまた積み込ませないでください。
- (2) さし柵装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないでください。
- (4) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (5) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしてください。
- (6) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、

不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。

- (7) ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (9) 下請負人がある場合にあっては、前各号について十分指導してください。
- 3 電波法（昭和25年法律第131号）の遵守について
不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しないでください。
また、取引関係にある事業者が不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。
なお、下請負人に対しても同様に指導してください。
- 4 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について
受注した建設工事において、暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、警察へ届け出るか又は発注者に報告してください。
上記について怠った場合は、指名停止を行いますので、ご注意ください。
- 5 建設資材、物品等の購入について
(1) 県では、県内産業への経済波及効果を高めるため、工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く。）に使用する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（以下「県内産品」という。）を原則として使用するものとしています。
県内産品の調達が困難な場合については、取扱業者の県内の本店又は営業所等からの購入に努めてください。
(2) 工事に使用する物品等については、県内業者から優先して購入してください。
- 6 植栽工事に係る植樹保険の加入について
(1) 植栽工事（植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満のものは除く。）を請け負った者は、樹木等の枯損が発生した場合に備えて、公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）に加入してください。
(2) 保険金額については、発注者の承諾を得てください。
(3) 工事完成引渡し時に植樹保険付保証明証を提出してください。
- 7 労働災害の防止等について
(1) 建設工事の施工に当たっては、危険を防止するための必要な措置を講じるなど安全管理を適切に行い、労働災害の防止に努めてください。
(2) 建設技能労働者の円滑な確保を図り、適正な賃金等、雇用・労働条件の改善に留意してください。
- 8 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について
建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は元請業者にあ

るので、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により、一定規模以上の建設工事については、分別解体等が義務付けられています。

9 人権の尊重について

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

入 札 参 加 資 格 制 限 基 準

県が発注する工事又は製造の請負及び物件の買入れなどについて、競争入札を適正かつ円滑に行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づき、入札参加資格制限の基準を次のとおり定める。

(1) 入札に参加させることができない者（令第 167 条の 4 第 1 項該当）

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 期間を定めて入札に参加させない者（令第 167 条の 4 第 2 項該当）

入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、それぞれに定める期間その者を入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 次のいずれかに該当したために、契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められたとき … 3 年

- (ア) 設計図書に基づかない悪質な材料を故意に使用したとき
- (イ) 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し使用したとき
- (ウ) 工事用材料の調合を故意に粗悪にしたと認められるとき
- (エ) 発注したものの数量若しくは品質を不正に変更したとき
- (オ) 工事又は製造について著しく不正のあったとき
- (カ) その他これに類する行為をしたとき

イ 次のいずれかに該当したために、競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたと認められたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められたとき

… 1 年 6 箇月以上 3 年以内

- (ア) 偽計若しくは威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴されたとき
- (イ) 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴されたとき
- (ウ) 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴されたとき
- (エ) その他これらに類する行為をしたとき

ウ 次のいずれかに該当したために、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められたとき

… 1 年 6 箇月以上 3 年以内

- (ア) 落札者が契約書を作成することを妨げたとき
- (イ) 落札者が契約保証金を納付することを妨げたとき

- (ウ) 地域的な理由等で威力をもつて契約者の工事着手を妨げたとき
 - (エ) 正当な理由なく、工事箇所への進入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げたとき
 - (オ) その他これらに類する行為をしたとき
- エ 次のいずれかに該当したために、契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められたとき
- … 1年6箇月以上3年以内
- (ア) 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げたとき
 - (イ) 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げたとき
 - (ウ) その他これらに類する行為をしたとき
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- … 1年6箇月以上3年以内
- カ 次のいずれかに該当したために、正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められたとき … 6箇月以上2年以内
- (ア) 正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだとき
 - (イ) 契約書の各相当規定に基づき、契約を解除されたとき
- キ 前アからカまでの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき … 前アからカまでにおいて認定した期間の残期間
- (3) 下請等の禁止
- 契約担当者は、資格制限期間中の者が契約担当者の発注する建設工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

附 則

この基準は、平成6年6月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の(2)の規定は、入札参加しようとする者が適用日以後の事実によりいずれかに該当すると認められるときについて適用し、適用日までの事実によりこの改正前の入札参加資格制限基準の(2)の規定のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の(2)アの規定は、入札参加しようとする者が適用日以後の事実によりいずれかに該当すると認められるときについて適用し、適用日までの事実によりこの改正前に入札参加資格制限基準の(2)アの規定のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の(2)オの規定は、入札参加しようとする者が適用日以後の事実により該当すると認められるときについて適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

兵庫県指名停止基準

平成6年6月16日

(指名停止)

第1条 知事は、入札参加資格者(注1)が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)の一に該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止(注2)を行うものとする。

2 契約担当者(注3)は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等(以下「建設工事等」という。)の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、特別共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該特別共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める期間を2倍にして得た期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件掲げる別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき ((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第2・1の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2・2又は3の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することと

なったとき。

- 3 知事は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。
- 4 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。
- 5 知事は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 知事は、別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等(注4)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2・2(1)に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (2) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、主導的事業者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (3) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく知事又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2・2に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

(5) 県職員が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2・3に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

2 知事は、別表第2・2に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき(第3条第2項第3号若しくは第4項又は第4条第1項各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

(指名停止の期間の上限)

第4条の2 前2条の規定により得た指名停止の期間は36箇月を限度とする。

(指名停止等の通知)

第5条 知事は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第3項若しくは第4項若しくは前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者が契約担当者の発注する建設工事等(以下「県発注に係る建設工事等」という。)を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成6年6月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成12年11月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年6月8日から適用する。

附 則

この基準は、平成14年12月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年5月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る勧告等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年4月28日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条第2項、同条第4項及び第4条第1項の規定は、施行日以後行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年1月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年6月22日から施行し、平成22年1月1日より適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年10月10日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年6月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
(虚偽記載) 1 県発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月
(過失による粗雑工事等) 2 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にし、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月
3 県発注に係る建設工事等以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 箇月
(契約違反) 4 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第1の2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。	3 箇月
(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。	2 箇月
(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。	1 箇月
(4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良 イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良	3 箇月 1 箇月
(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	1 箇月
(6) 社会保険等未加入建設業者（注5）を二次以下の下請負人としたとき。	1 箇月
(7) 過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む）の事故を生じさせたとき。 ア 特定個人情報を含む情報漏えいの事故 イ その他の事故（注6）	3 箇月 1 箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。 (3) 損害を与えたとき。 ア 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 イ 重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 ウ その他事故を生じさせたとき。	当該認定をした日から 6 箇月 3 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月
6 県発注に係る建設工事等以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。 (3) 損害を与えたとき。 ア 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 イ 重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 ウ その他事故を生じさせたとき。	当該認定をした日から 3 箇月 2 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者（注 7）を生じさせたとき。 8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から 4 箇月 2 箇月 当該認定をした日から 2 箇月 1 箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(その他) 9 別表第1の1から8までに掲げる場合のほか、次に該当したために、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、県の職員の指示に従わなかったとき。 (2) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の総合評価落札方式による入札に関して不誠実な行為をしたとき。 (3) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。 (4) 県発注に係る建設工事等の受注者又はその下請負人が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	当該認定をした日から 1 箇月 1 箇月 3 箇月 3 箇月以上

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
(贈賄) 1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕又は起訴されたとき。 (1) 県の職員 (2) 県内の県以外の公共機関（注8）の職員 (3) 県外の公共機関の職員	逮捕又は起訴を知った日から 1 2箇月 9箇月 6箇月
(独占禁止法違反行為) 2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条の規定に違反し、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等 (2) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等	当該認定をした日から 1 2箇月 8箇月 4箇月 1 8箇月 1 2箇月 6箇月
(競売入札妨害又は談合) 3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。 (1) 県発注に係る建設工事等に関し、逮捕されたとき。 (2) 県内の公共建設工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。 (3) 県外の公共建設工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。	逮捕を知った日から 1 8箇月 逮捕又は起訴を知った日から 1 2箇月 6箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(補助金の不正受給を目的とした不正行為) 4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注9）の不正受給を目的とした不正行為により、補助事業等（注10）又は間接補助事業等（注11）に関し、次に該当したとき。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条又は第30条の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県の事業等 イ 県内の市町の事業等 (2) 詐欺（刑法第246条）又は電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2）の容疑により、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県の事業等 イ 県内の市町の事業等 (暴力団関係) 5 警察の確認・通報等により、次に該当することが明らかになったとき。 (1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。 (2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注12）として使用し、又は代理人として選任していること。 (3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。 (4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。 (5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	逮捕又は起訴を知った日から 1 2 箇月 9 箇月 1 2 箇月 9 箇月 当該認定をした日から 1 2 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 3 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

措 置 要 件	指名停止期間
(不正又は不誠実な行為) 7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき。 (1) 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 9 箇月 イ 県内の一般建設工事等 8 箇月 (2) 業務に関し、(1)に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 6 箇月 イ 県内の一般建設工事等 5 箇月 (3) 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕又は起訴されたとき。 6 箇月 (4) 業務に関し、入札参加資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕又は起訴されたとき。 2 箇月 (5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次の建設工事等において、業務関連法令（注13）に重大な違反をしたとき（注14）。 ア 県発注に係る建設工事等 4 箇月 イ 県内の一般建設工事等 2 箇月	当該認定をした日から
(その他) 8 別表第1及び別表第2の1から7までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次に該当したため、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 6 箇月 (2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 取引再開まで (3) その他知事が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。 1 8 箇月以内	当該認定をした日から

- (注1) 入札参加資格者とは、県が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者として登録されている者をいう。
- (注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、知事が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3) 契約担当者とは、知事、公営企業管理者及び病院事業管理者並びにその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (注4) 入札参加資格者等とは、入札参加資格者、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）又はその使用人をいう。
- (注5) 社会保険等未加入建設業者とは、次の者をいう。
① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
のいずれかの届出の義務を履行していない（届出の義務がない者を除く。）建設業法第2条第3項に規定する建設業者。
- (注6) その他の事故とは、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年規則第3号）第43条第1号、第2号、第4号の規定に該当し、県が個人情報保護委員会に報告することとなった事故をいう。
- (注7) 重傷者とは、傷病程度が30日以上の治療を必要とする者をいう。
- (注8) 公共機関とは、収賄等（刑法第197条から第197条の4）が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- (注9) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注10) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。
- (注11) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事業又は事務をいう。
- (注12) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (注13) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表2の7(5)による指名停止措置の対象とならない。
① 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令
② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令
③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の建築関係法令
④ 刑法、道路交通法（昭和27年法律第180号）等の業務に関する規定
- (注14) 重大な違反をしたときとは、当該法令違反で逮捕、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けたときをいう。

4. 主任技術者、管理技術者の設置

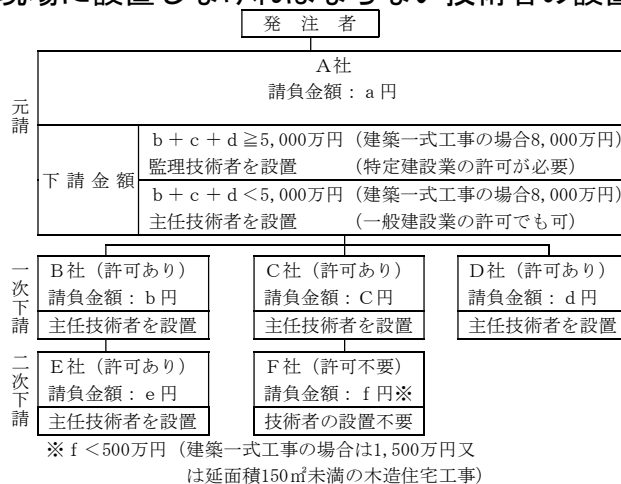
第1 主任技術者、監理技術者の設置

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、工事現場に主任技術者又は監理技術者を置くことが義務づけられています。（建設業法第26条）

1 主任技術者、監理技術者の設置

- （1）建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず必ず工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- （2）建設業者が、発注者から直接工事を請け負い、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請負させる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を現場に設置しなければならない。

工事現場に設置しなければならない技術者の設置事例



2 専門技術者の設置

- （1）土木一式工事、又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し、主任技術者の資格を有する専門技術者を工事現場に置かなければならない。
（例えば、建築一式工事を施工する場合で、その内容となる大工工事、左官工事、内装仕上工事等の専門工事を自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について主任技術者の資格を有する専門技術者を置かなければならない。それができない場合は、許可を受けた専門工事業業者に施工させなければならない。）
- （2）一式工事の主任技術者、又は監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。

建設業法における営業所の専任技術者と工事現場の監理技術者、主任技術者

許可を受けている業種		指定建設業 7 業種 (土木工事業、建築工事業、管工事業、造園工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業)			指定建設業以外の22業種 (大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業)		
	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可制度	営業所に必要な技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者		1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額の合計	5,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 8,000 万円)	5,000 万円未満 (建築一式工事の場合は 8,000 万円)	5,000 万円以上は契約できない(建築一式工事の場合は 8,000 万円)	5,000 万円以上	5,000 万円未満	5,000 万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者		1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって請負金額 4,500 万円以上 (建築一式工事の場合は 9,000 万円以上)					
	監理技術者資格者の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし			発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし

第2 工事現場に掲げる標識

工事現場における標識の掲示が義務付けられています。(建設業法第40条)

様式第29号（建設業法施行規則第25条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可（ ）第	号
	許可年月日			
35cm以上				

5. 提出書類の様式

工事関係提出書類一覧表

	様式名	作成者	宛 名	提出期限	根 拠
1	工事施工計画及び下請負人等(変更)通知書	受注者	契約担当者	契約締結時及び内容の変更後速やかに	契約書7条、10条
2	主任技術者等 経歴書 ()	受注者	契約担当者	契約締結後速やかに	契約書10条
3	工程表	受注者	契約担当者	契約書に示す日以内	契約書3条
4	工事完成延期願 (第 回)	受注者	契約担当者	延期を必要とする時	契約書21条
5	施工期間延期承諾書	受注者	契約担当者	一時中止承諾の時	契約書20条
6	部分完成届	受注者	契約担当者	部分完成の日	契約書38条
7	工事完成届 兼 (引渡書)	受注者	契約担当者	工事完成の日	契約書30条
8-1	請負工事既済部分確認請求書	受注者	契約担当者		
8-2	工事出来形報告書	受注者	契約担当者		
9-1	既済部分確認通知書	契約担当者	受注者		
9-2	出来形確認部分内訳書	契約担当者	受注者		
10	中間前金払認定請求書	受注者	契約担当者	中間前金払いを請求しようとするとき	契約書34条
11	中間前金払認定調書	契約担当者	受注者	請求後直ちに	契約書34条
12	保管金払渡請求書	受注者	契約担当者	請求時	契約書4条
13	監督員通知書	契約担当者	受注者	契約締結時すみやかに	契約書9条
14-1	工事の一時中止について	契約担当者	受注者	一時中止が必要となった時	契約書20条
14-2	工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について	受注者	契約担当者	工事一時中止通知後14日以内	共通仕様書 1-1-1-16
14-3	工事一時中止に伴う基本計画書について (承諾)	契約担当者	受注者	基本計画書を承諾するとき	共通仕様書 1-1-1-16
14-4	工事の再開等について	契約担当者	受注者	工事一時中止期間確定後	契約書23条
14-5	工事一時中止に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について	受注者	契約担当者	工事一時中止に伴う請負代金額の変更をしようとするとき	契約書22条
15	支給品受領書	現場代理人	契約担当者	引渡しの日から7日以内	契約書15条
16	貸与物品借用書	現場代理人	契約担当者	引渡しの日から7日以内	契約書15条
17	支給品精算書	現場代理人	契約担当者	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-19
18	支給品受払簿	現場代理人	契約担当者	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-19
19	貸与品 (支給品) 亡失損報告書	現場代理人	契約担当者		契約書15条
20	工事災害通知書	受注者	契約担当者	不可抗力による損害をうけたときは発生後、直ちに	契約書29条
21	被災内訳書及び内容確認書	受注者	契約担当者		契約書29条
22	工事災害確認書	契約担当者	受注者		契約書29条
23	天災その他の不可抗力による損害額について (請求)	受注者	契約担当者		契約書29条
24	天災その他の不可抗力による損害額について (通知)	契約担当者	受注者		契約書29条
25	事故発生報告書 (速報)	現場代理人	総括監督員	事故発生後速やかに	共通仕様書 1-1-1-32
26	工事事故報告書	現場代理人	契約担当者	監督員が指示する期日までに	共通仕様書 1-1-1-32
27	施工計画書	現場代理人	総括監督員	工事着手前に	共通仕様書 1-1-1-6
28	現場発生品調書	現場代理人	総括監督員	現場発生品引渡し時	共通仕様書 1-1-1-20
29-1	使用材料確認願	現場代理人	総括監督員	工事材料を使用するまでに	共通仕様書 2-1-1-4
29-2	使用材料一覧表[確認・承諾]	現場代理人	総括監督員	工事材料を使用するまでに	共通仕様書 2-1-1-1 2-1-1-2
29-3	県内産品未使用理由書	現場代理人	総括監督員	県内産品が使用できない場合	共通仕様書 2-1-1-2
30	土木工事承諾願	現場代理人	総括監督員	受注者が監督員に承諾を求めるとき	共通仕様書 2-1-1-1
31	保証契約内容変更承認書	契約担当者	銀行等	承認時	契約書35条
32	立会願	現場代理人	総括監督員		共通仕様書 3-1-1-5
33	工事打合簿	現場代理人	総括監督員	打合せの都度 7日以内	共通仕様書 1-1-1-2
34	産業廃棄物管理票交付状況総括表	現場代理人	総括監督員	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-21
35	段階確認書	現場代理人	総括監督員		共通仕様書 3-1-1-3

36	工事履行報告書	現場代理人	総括監督員		共通仕様書 1-1-1-27
37-1	創意工夫・社会性等に関する実施状況			工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
37-2	創意工夫・社会性等に関する実施状況			工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
38	建設資材廃棄物引渡完了報告書	受注者	総括監督員	建設資材廃棄物の処分引渡し完了したとき	共通仕様書 1-1-1-21
39	休日作業届	現場代理人	総括監督員	官公庁の休日又は夜間に、現道上で工事を行う場合、事前に	共通仕様書 1-1-1-39
40	材料確認願	現場代理人	総括監督員		共通仕様書 3-2-12-2
41	〇〇〇〇工事の部分使用について	契約担当者 又は受注者	受注者又は 契約担当者	工事目的物の全部または一部を使用するとき	契約書33条
42	是正等の措置請求について(発注者)	契約担当者	受注者		契約書12条
43	是正等の措置請求について(受注者)	受注者	契約担当者		契約書12条
44	修補完了報告書	現場代理人	検査員		共通仕様書 1-1-1-23
45	建設業退職金共済制度の掛金収納書	受注者	契約担当者	契約締結後原則1ヶ月以内	共通仕様書 1-1-1-43
(A)	施工体制台帳（作成例）	現場代理人	総括監督員		共通仕様書 1-1-1-13
(B)	施工体系図（作成例（樹状図形式））	〃	〃		共通仕様書 1-1-1-13
(C)	施工体系図（作成例（表形式））	〃	〃		共通仕様書 1-1-1-13
(D)	再下請負通知書（作成例）	〃	〃		共通仕様書 1-1-1-13
(E)	作業員名簿（作成例）	〃	〃		共通仕様書 1-1-1-13
(参考)	施工体制台帳等のチェックリスト	〃	—	提出不要	共通仕様書 1-1-1-13

様式 1

工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住所
氏名
(建設許可番号及び年月日) 大臣・一般 第 号
知事・特定 年 月 日

令和 年 月 日付で請負契約を締結した次の工事については、下記のとおり施工いたしますので、通知いたします。

工 事 名		工事種別	
工 事 番 号			
契約年月日	令和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

記

1. 施工計画〔次の何れかに○印を附してください。〕

ア 自社施工

(この欄に○印を附した場合は、次欄に主任技術者名を記入してください。)

イ 自社施工及び一部下請施工

(この欄に○印を附し下請施工の合計額が5,000万円（建築工事は8,000万円）

以上になる場合は、次欄に監理技術者名を記入してくだい。)

2. 現場代理人及び監理技術者等

区分	番号	氏 名	生年月日	専任期間	国家資格名称
現場代理人	—		・ ・	::	
監理技術者			・ ・	::	
主任技術者	—		・ ・	::	
専門技術者	—		・ ・	::	

3. 下請負状況（施工体制台帳に記載すべき下請負人のうち一次下請のみ記載すること※¹）

下 請 1	下 業 者 負 名		建設業許可番号及び年月日※2
	所 在 地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日 許可業種
	代表者名 電話番号		
	契 約 年 月 日	令和 年 月 日	
	契 約 金 額	円	
	契 約 工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	下請負させる部分の 工事概要		
下 請 2	下 業 者 負 名		建設業許可番号及び年月日※2
	所 在 地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日 許可業種
	代表者名 電話番号		
	契 約 年 月 日	令和 年 月 日	
	契 約 金 額	円	
	契 約 工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	下請負させる部分の 工事概要		

※¹ 建設工事及び警備業務に係る一次下請負人について記載する。資材納入、調査業務、運搬業務など、建設工事の請負契約に該当しない下請負人等（警備業務は除く）については記載しない。

※² 当該下請負人が、建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者の場合に記入

（注）ア．本通知書を提出する時点では、下請施工の合計額が5,000万円（但し、建築工事は8,000万円）未満であってその後の事情変更により、5,000万円（但し、建築工事は8,000万円）以上となった場合は、必ずこの様式により変更後の全体下請状況を報告してください。

イ．なお、下請工期等の変更があった場合も、変更後の状況を報告してください。

主任技術者等 経歴書（ ）

住 所 兵庫県神戸市中央区下山手通〇丁目〇番〇号
氏 名 兵庫 太郎
(生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)

学 歴
(最終学歴) 〇〇年〇〇月〇〇日卒業

資 格
〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇〇〇取得
〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇〇〇取得

職 歴
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇まで 株式会社〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日から現在に至る 株式会社〇〇

工事経歴
〇〇〇〇〇〇工事
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇まで従事
〇〇〇〇〇〇工事
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇まで従事

- 〔注〕 1 表題の（ ）には、現場代理人等該当するものの名称を記載する。
2 最終学歴は専攻科目まで記載する。
3 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載する。
4 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載する。
5 指定建設業 7 業種のいずれかに該当する場合の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格証の写しを添付すること。

記載要領

1	工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なのは、記載する)
2	予定工程は黒実線をもって表示する。

様式 4

工事完成延期願（第 回）

1. 工事番号 第 号
2. 工 事 名
3. 工事箇所
4. 工 期 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日 （ 日間）
5. 請負代金額 , , 円
6. 第 回延期 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日 （ 日間）
7. 今 回 延 期 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日 （ 日間）

上記の工事は の事由により
令和 年 月 日迄完成の延期を御承認願います。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
 会社名
 氏 名

様式 5

施工期間延期承諾書

1 工 事 番 号 第 号

2 工事名

3 工事場所

4 工 期

5 請負代金額

貴県と請負契約して施工している上記工事について次のとおり工事の工事施工期間延長・一時中止をされても当方何等異議ありません。

工事一時中止期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)

完 成 期 限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住所
会社名
氏名

様式 6

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

部 分 完 成 届

下記工事の指定部分は、令和 年 月 日に完成したので通知します。
また完成検査に合格したときは 直ちに指定部分を引渡します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日
- 3 請負代金額

, , 円
- 4 指定部分工期

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日
- 5 指定部分に対する請負代金相当額

, , 円

様式 7

工 事 完 成 届 兼 (引 渡 書)

1. 工事番号 第 号

2. 工 事 名

3. 工事箇所

4. 工 期 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日 (日間)

5. 請負代金額 , , 円

上記の工事は、令和 年 月 日 完成いたしましたからお届けします。
また、完成検査に合格したときは、直ちに工事目的物を引渡します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

様式 8-1

兵庫県契約担当者 様

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名

請負工事既済部分確認請求書

工事請負契約書第 3 7 条第 2 項により既済部分の確認を請求します。

記

工 事 名				
工 事 場 所				
工 期	自	令和 年 月 日		
	至	令和 年 月 日		
請 負 代 金 額				

工事番号：
工事名：
受注者名：
現場代理人：

基準日：令和 年 月 日現在

[illegible]

- 1 本報告書は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行う場合に、「請負工事既済部分確認請求書」とともに監督員に提出すること。
- 2 「基準日」は既済部分確認請求日と同じとし、同日現在の「契約数量」及び「出来形数量」について記載すること。
- 3 「費目・工種・種別」は、金抜き設計書の工事費内訳書と整合させ、共通仮設費まで記載すること。
- 4 「共通仮設費」については、率分のみの場合は内訳の記載は不要とし、積み上げ分がある場合には内訳(種別)まで記載すること。
- 5 「出来形数量比率」は、出来形数量÷契約数量で算出し、少数第4位以下を切り捨てること。
(1式計上されているものについては、別途積み上げ、出来形比率を算出すること。)

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

下記工事について、中間前金払の認定を請求します。

記

1 工事名

2 請負代金額 _____, _____, _____ 円

(出来高予定額)

令和 年度 _____, _____, _____ 円

令和 年度 _____, _____, _____ 円

3 契約年月日 令和 年 月 日

4 工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- (注) 1 認定資料として工事履行報告書(別紙)を添付する。
2 工期が2箇年度以上にわたる契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入する。

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円
契約年月日	令和 年 月 日
摘 要	
上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 令和 年 月 日 兵庫県契約担当者	

令和 年 月 日

保管金払渡請求書

(払渡の事由)

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください。

金

保管金提出書の 令和 年 月 日

日付及び番号 令和 年度 第 号

振込先

銀行 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名義

支店番号 口座番号

令和 年 月 日

契約の相手方
受注者 _____ 様

兵庫県契約担当者
職・氏名 _____

監督員 通知書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、建設工事請負契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員を定めたので通知します。

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所

記

総括監督員 職・氏名 _____

主任監督員 職・氏名 _____

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事の一時中止について

下記工事について、次の理由により工事を中止されるよう、建設工事請負契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 工 期

自:令和 年 月 日
至:令和 年 月 日

日間
4. 一時中止期間

自:令和 年 月 日
至:令和 年 月 日

日間
5. 同上による完成期限 令和 年 月 日
6. 一時中止理由
7. 一時中止の範囲
8. その他

工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書を様式14—2にて14日以内に提出し、承諾を得ること。

上記工事の一部中止を承諾し、一部返送する。

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工 事 名
- 3. 内 容

1. 中止時点における内容	○
2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関すること	○
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること	○
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること	○
5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト	

注) 上記1～4は必須
一時中止に伴う増加費用を請求する場合は「5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト」を必ず提出すること

工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト

工事名: _____

No	費目	内容※2	対象		基本計画書 該当ページ	概算費用※1	備考
			有	無			
1	材料費	①材料の保管費用	☐	☐			
		②他の工事現場へ転用する材料の運搬費	☐	☐			
		③直接工事費に計上された材料の損料等	☐	☐			
2	労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 ※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。	☐	☐			
		②他職種に転用した場合の労務費差額	☐	☐			
3	水道光熱 電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期 間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	☐	☐			
4	機械経費	①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	☐	☐			
5	運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	☐	☐			
		②大型機械類等の現場内運搬	☐	☐			
6	準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示ある いは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する	☐	☐			
7	仮設費	①仮設諸機材の損料	☐	☐			
		②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	☐	☐			
8	事業損失防止 施設費	仮設費に準じて積算した費用	☐	☐			
9	安全費	①既存の安全設備に係る費用	☐	☐			
		②新たな工事現場の維持等に要する安全費	☐	☐			
10	役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料	☐	☐			
		②電力・水道等の基本料	☐	☐			
11	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。	☐	☐			
12	営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認め られる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等	☐	☐			
13	労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合におい て、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通 勤費用	☐	☐			
14	社員等従業員 給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた 費用	☐	☐			
15	労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用	☐	☐			
		②解雇・休業手当を払う場合の費用	☐	☐			
16	地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現 場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用	☐	☐			
17	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生 費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止 期間中の費用	☐	☐			
※1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない ※2 内容の詳細は『工事一時中止に係るガイドライン』11増加費用の費目と内容を参照のこと			概算費用合計				

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事一時中止に伴う基本計画書について（承諾）

令和 年 月 日付けで提出された「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について」は承諾する。

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事の再開等について

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した下記工事について、契約書第23条の規定に基づき次のとおり協議する。

記

- 1. 工 事 番 号
- 2. 工 事 名
- 3. 再開年月日 令和 年 月 日
- 4. 再開の範囲
- 5. 完 成 期 限 令和 年 月 日

上記工事の一部中止を承諾し、一部返送する。

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
 会社名
 氏 名

工事一時中止に係る一時中止に伴う
請負代金額の変更について

現在当社で施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、建設工事請負契約書第20条により、次のとおり提出致します。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 請 求 額
4. 請求額の根拠 別紙のとおり

兵庫県契約担当者 様

下記のとおり借用しました。

なお、貸付期間終了後は精算し、ご指定の場所へ返納いたします。

工事名：

[illegible]

支給品精算書

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

下記のとおり支給品を精算します。

工事名				契約年月日		令和 年 月 日
品 目	規格	単位	数 量			備 考
			支給量	使用数量	残数量	
総括監督員	上記精算について調査したところ事実 に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日					物品管理簿登記
	職氏名：総括監督員					令和 年 月 日

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住所
会社名
氏 名

支給品受払簿

- | | |
|---|-------|
| 1 | 工事番号 |
| 2 | 工 事 名 |
| 3 | 工事場所 |

上記の工事完成に伴い、支給を受けた資材のうち、次のとおり残品が生じたので返納します。

[illegible]

貸与品・~~支給品~~亡失・~~き損~~ 報 告 書

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名

下記のとおり貸与品・支給品を亡失・き損しましたので報告します。

記

工事名			受領年月日	
物品名又は機械名	亡失・ き損 等の日時 及び時間と場所	事故の原因 及び処置状況	賠 償 額 (円)	

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名

工事災害通知書

下記のとおり、天災、その他の不可抗力により損害を生じたので、工事請負契約書第29条第1項により通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自..... 至.....
3. 工事箇所
4. 天然現象
5. 被災状況（別紙被災内訳書及び写真）
6. 受注者のとった処置

- （注） 1. 監督員に提出
2. 1 天然現象は、降雨（24時間雨量、1時間雨量）、強風、地震、津波、高潮及び豪雪に起因するものを記載する。
 - 2 被災状況に用いる別紙内訳書には、様式21を使用する。

被災内訳書及び内容確認書

被災内訳及び内容確認									
費目	工種	種別	細別	規格	単位	被災額			摘要
						数量	単価	金額	

(注) 1. ※印の欄は発注者が記入する

様式22

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事災害確認書

下記のとおり、天災、その他の不可抗力による損害を確認したので、工事請負契約書第29条第2項に基づき通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自..... 至.....
3. 工事箇所
4. 確認した被災状況（別紙内容確認書）

（注）被災状況に用いる別紙内訳書には、様式21を使用する。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名

天災その他の不可抗力による損害額について(請求)

標記について、工事請負契約書第29条第3項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 工 事 名

2. 損害合計額 円

3. 災害発生年月日

4. 支 払 条 件

5. 工 期 自 :
至 :

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住 所
会社名
氏 名
現場代理人氏 名

事故発生報告書（速報）

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 事故発生の日時場所 | 令和 年 月 日 時 分頃 |
| 2 事故発生の工事名 | 10 現認者の氏名および現認の状況 |
| 3 事故の概要 | 11 直接監督者の所見（現場代理人の所見） |
| 4 事故発生原因 | 12 当日の監督体制および通常の監督体制 |
| 5 被災者の住所、氏名、生年月日 | 13 本工事における安全管理対策 |
| 6 被災者の所属、雇用年月日 | 14 通常における安全管理対策 |
| 7 傷病名、傷病の程度 | 15 今後の対策 |
| 8 加害者住所、氏名、生年月日 | 16 その他 |
| 9 事故発生後の応急措置 | |

〔記入要領〕

- 3について 診断書を添付し、内容は詳細に記入するとともに事故写真を添付すること。
交通事故の場合は事故証明書を添付すること。
事故現場を見取図にて図示すること。
- 6について 被災者の所属している元請、又は下請の業者名を明記すること。
- 9について 応急措置をとった場合はその事実を記入すること。
- 11について 必ず記入すること。
- 12について 図示するとともに当日の監督体制は時間をおって表示すること。
- 13について 当該工事における安全管理対策を記入すること。
- 14について 通常会社において定めている安全管理対策を記入すること。
- 16について 見舞金示談判明できる範囲で記入すること。
なお、人身事故以外の場合は、5から8までは記入の必要はない。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
 会社名
 氏 名
現場代理人氏 名

工 事 事 故 報 告 書

別紙、事故報告書のとおり事故が発生したので報告します。

(注) 別紙として、インターネットを利用して『建設工事事故データベースシステム (S A S)』により作成した「請負者事故報告書」を添付すること。
(S A Sセンターのホームページ <http://sas.hrr.mlit.go.jp/>)

様式27

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住 所
会社名
氏 名
現場代理人氏 名

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 路線・河川名等
- 4 工 事 場 所
- 5 請 負 代 金 額

令和 年 月 日請負契約を締結しました上記工事について施工計画書を提出します。

施 工 計 画 書

(1) 工事概要		(9) 安全管理	
(2) 計画工程表		(10) 緊急時の体制及び対応	
(3) 現場組織表		(11) 交通管理	
(4) 指定機械		(12) 環境対策	
(5) 主要船舶・機械		(13) 現場作業環境の整備	
(6) 主要資材		(14) 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	
(7) 施工方法			
(8) 施工管理計画		(15) その他	

注（提出した事項に○印）

参 考

施工計画の使用資材一覧表

[illegible]

様式29-1

総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 技術員

使用材料確認願

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住所
会社名
氏名
現場代理人氏名

1. 工事番号
2. 工事名
3. 路線河川等
4. 工事場所
5. 請負代金額

本工事に使用する材料について、別紙の通り提出しますので、確認願います。

使用材料一覽表 [確認・承諾]※¹

[illegible]

※1 使用材料確認願もしくは土木工事材料承諾願を提出する際は、「確認」「承諾」のいずれかに○を記入する。

※2 県内産品の調達が困難な場合で取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達した場合に記入する。

※3 材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。

※4 県内産品を未使用の場合は、「県内産品未使用理由書(様式29-3)」の添付が必要。

注1) 契約金額が250万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式工事は「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地名」「県内産品未使用の場合」欄の記入は不要。

注2) 受注者は、工事完成時に使用材料一覧表(様式29-2)として提出した全ての電子データを監督員に提出する。

様式29-3

県内産品未使用理由書

[illegible]

※1 未使用理由書

※2 未使用理由「ウ」に該当する場合のみ記入

ア. 取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達できない場合

イ. 受注者により提出される「取扱業者の県内の本店又は営業所等の県内産品納入価格」と「設計単価」との価格差が大きい場合

ウ. その他

様式30

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員

土木工事承諾願

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住 所
 会社名
 氏 名
現場代理人氏 名

- 1. 工 事 番 号
- 2. 工 事 名
- 3. 路線河川等
- 4. 工 事 場 所
- 5. 請負代金額

承 諾 内 容	付 記 事 項
(例) 工事用材料使用	(例) 別紙

上記について願いでのとおり承諾します。

保証契約内容変更承認書

令和 年 月 日

御中

兵庫県契約担当者
職・氏 名

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 :

(2)保証委託者又は債務者名：

(3)工事名（業務名）：

2 保証契約内容変更の承認事項（該当箇所の□に・を記入する。）

☐ 保証金額の減額　〈減額前の保証金額：　　　　　円〉
 〈減額後の保証金額：　　　　　円〉

□ 保証期間の短縮 〈短縮前の保証期間の終期 令和 年 月 日〉
〈短縮後の保証期間の終期 令和 年 月 日〉

□ その他 ()

〔注〕証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

様式32

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住所
会社名
氏名
現場代理人氏名

立 會 願

下記の通り立会をお願いします。

記

1. 工 事 名
2. 立 会 項 目
3. 立 会 箇 所
4. 立会希望日時 時 分 から 時 分 まで
5. そ の 他

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任(監理) 技術者

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()		
工 事 名			
(内 容)			
添付図書 ・ 葉 ・ 葉 ・ 葉			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	

注)緊急を要する場合等において監督員が現場代理人等に口頭又は、工事打合簿で指示したときは、速やかに指示書を交付すること。

産業廃棄物管理票交付状況総括表

[illegible]

総括 監督員	主任 監督員

段 階 確 認 書

施 工 予 定 表

令和 年 月 日

土木工事共通仕様書3-1-1-3第6項に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名：

受注者名：

現場代理人等名：

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

令和 年 月 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。

主任監督員：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

令和 年 月 日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

主任監督員：

工 事 履 行 報 告 書

工事名								
工 期	～							
日 付	(月分)							
月 別	予定工程 % ()内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				完全週休2 日達成状況 達成(○)、 未達成(×)	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C		
計								
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、 $(D) \leq (A)$ となる。

総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 技術員

現 場 代理人	主任(監理) 技術者

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			受注者名	
項 目	評価内容	実施内容		
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT(情報通信技術)の活用 等		
	☐ 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・ 試行技術の活用 ・ 「少実績優良技術」の活用 ・ 「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・ 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用		
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫 等		
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等		
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救護活動への協力 等		

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			
項 目		評価内容	
提案内容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

建設資材廃棄物引渡完了報告書

令和 年 月 日

兵庫県知事
発 注 者

様
様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

注 2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注者 住 所
 会社名
 氏 名
現場代理人氏 名

休 日 作 業 届

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 路線・河川名等
- 4 工 事 場 所
- 5 請 負 代 金 額

記

作 業 日	令和 年 月 日
工 種	
作業内容	
備 考	
特記事項	

様式40

現 場 代理人	主任(監理) 技術者

材料確認願

令和 年 月 日

工事名

上記工事について、下記の材料確認を実施願います。

記

[illegible]

令和 年 月 日

(受注者名) 又は兵庫県契約担当者 様

兵庫県契約担当者又は(受注者名)

工事の部分使用について 協議・承諾

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項に基づき、
(協議・承諾)する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間 自：
至：

4. 使用者

5. その他

令和 年 月 日

受注者 住 所
会社名
氏 名 様

兵庫県契約担当者

是正等の措置請求について（発注者）

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第12条第（ ）項に基づき、下記のとおり是正等の措置を請求する。

工事名

記

- 1 不相当と認められる者
- 2 必要とする処置
- 3 理由

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

是正等の措置請求について（受注者）

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第12条第（ ）項に基づき、下記のとおり是正等の措置を請求する。

工事名

記

- 1 不相当と認められる者
- 2 必要とする処置
- 3 理由

様式44

令和 年 月 日

検査員 様

受注者 住 所
会社名
氏 名
現場代理人氏 名

令和 年 月 日の 検査において、修補指示
されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。

修補完了報告書

工 事 名

検査員の修補指示箇所及び修補内容

建設業退職金共済制度の掛金収納書

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
会社名
氏 名

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工 事 名		工 期	
契約年月日		契約金額	
共済証紙購入金額			
掛金収納書を貼る（契約者から発注者用）			

（注）添付する掛金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

(様式A)

施工体制台帳（作成例）

年 月 日

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

建設業の可許	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容					
発注者名及び住所					
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日		

契約営業所	区分	名称		住所	
	元請契約				
	下請契約				

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
	資格内容		資格内容
	担当 工事内容		担当 工事内容

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の可許	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(様式B)

施工体系図(作成例)

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元方安全衛生管理者

就 括 安 全 衛 生 貢 仕 者	

工 事	会社名・事業者ID		
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一般 / 特定の別		一般 / 特定
	安全衛生責任者		
	主 任 技 術 者		
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者		
工 期		担当工事内 容	
	年 月 日 ～ 年 月 日		

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	
	担当工事内 容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	
	担当工事内 容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

工事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	
工期	担当工事内容	
	年 月 日 ～ 年 月 日	

(様式C)

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

工期	

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
監理技術者を補佐する者	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長(統括安全衛生責任者)	
元方安全衛生管理者	
副会長	
副会長	
書記	

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

番号	請負 回数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事該当 の有無	専門技術者	担当 工事内容
1	1											
	2											
	2											
	3											
2	1											
	2											
	3											
	2											
	3											
	3											

(様式D)

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住所

住所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名	権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名		
		安全衛生推進者名		
現場代理人名	権限及び 意見申出方法	雇用管理責任者名		
		専門技術者名		
主任技術者名	専任 非専任		資格内容	
	資格内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称 及 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

(様式E)

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID				雇用保険						
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
							年 月 日				
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現

…現場代理人

作

…作業主任者（（注）2.）

女

…女性作業員

未

…18歳未満の作業員
- 主

…主任技術者

職

…職 長

安

…安全衛生責任者

能

…能力向上教育

再

…危険有害業務・再発防止教育
- 留

…外国人技能実習生

1特

…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

（参考）

チェックポイント		結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。			
項目		結果	備考
・ 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類			
・ 建設工事の名称、内容及び工期			
・ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況			
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地			
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）			
・ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別			配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）			
・ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格			
・ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格			
・ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格			
・ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況			
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況			
・ 全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期			

・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格		
・ 下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況		

チェックポイント		結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）			
項目		結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）			
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか			
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期			
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容			
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			下請代金のうち労務費相当部分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め			
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め			
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更			
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め			
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め			
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容			
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金			
⑮契約に関する紛争の解決方法			
②全ての再下請通知書			
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。			(施行規則第14条の4)
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号			
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称			

③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況		

③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）		
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙１）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
（３）元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
（４）上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模同業者が下請にいないか確認。
（５）ＪＶ工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
（６）下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあつては１，５００万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第24条の8第4項、入札契約適正化法第15条第1項）。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第14条の3）。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

(3) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認	公衆の見やすい場所に（建設業法第 40 条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第 25 条）が記載された標識かどうか確認。
(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第 90 条）を提出させる。
(5) 労災保険に関する掲示の確認	労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第 4 9 条）

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の8）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第15条第2項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認。
・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2第1項）。		追加、変更についても、その内容を確認。
・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）。		
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認。 ・ 直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認。		・ 実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取って確認。 ・ 実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任（特例監理技術者を除く。）かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。
① 当該主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認		日報等で専任制を確認。
② 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭試問等により確認。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う（平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。）
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず（建設業法第26条）、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

（別紙 1）技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
（1）直接的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 主任技術者：以下のいずれかにより確認 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称		「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。
（2）恒常的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の交付年月日 監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認 主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認		「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。 ・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。 ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注2）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、また、雇用期

		間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。 注１：国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社） 注２：合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、契約書又は登記簿の謄本等により確認するものとする。
--	--	---

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者から聞き取りを行う。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者から聞き取りを行う。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者から聞き取りを行う。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者から聞き取りを行う。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者から聞き取りを行う。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取りを行う。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札



契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ



工事の着手



※現場確認

現場に備え置く (発注者(監督員)への写しの提出)



・内容のチェック(事前確認)

・不備・変更について確認

(不備・変更内容について報告を求
める。)

施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。

→発注者(監督員)へ報告



・現場での施工体制等をチェック

